第２章　災害応急対策

本計画は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、応急対策を効果的に実施するため、町及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域では対処し得ない事態については、他の公共団体への広域応援や自衛隊への災害派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する。

第１節　応急体制の確立

風水害等の災害発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、気象警報等の発表後、発災に至るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

第１．応急活動体制の確立

１．町災害警戒配備体制

各種の気象警報等の発表により災害発生が予想されるときは、防災関係機関等の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図るため、「町災害対策本部」設置前の段階として、各配備区間に応じた職員配備体制の強化を図る。体制を設置した場合は、速やかに県総合防災システムにより報告する。

２．災害対策本部の設置及び廃止

（１）災害対策本部（以下「本部」という。）は、次のような災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに設置する。

ア　大規模な災害発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。

イ　災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部を設置して対策の実施を必要とする。

ウ　災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。

（２）本部は、災害応急対策を一応終了し又は災害発生のおそれがなくなり、災害対策本部による対策実施の必要がなくなったときに廃止する。

（３）本部を設置又は廃止したときは、県総合防災システムにより、県（大島支庁総務課）、関係機関、住民等に対し、Ｌアラート（災害情報共有システム）発信、ＦＡＸ等にて通知公表する。

通知又は公表先	担　当　部　班	通　知　又　は　公　表　の　方　法
各対策部	総務対策部本部連絡班	庁内放送、電話、その他迅速な方法
各関係機関	〃	電話その他迅速な方法
一般住民	〃	広報車、防災無線等

３．災害対策本部の組織

（１）本部に本部長及び副本部長をおき、本部長は町長を、副本部長は副町長をもって充てる。また、本部長及び副本部長が不在の場合は、本部長が指名する職員をもって充てる。

（２）本部に対策部並びに対策部長を、各部に班及び班長をおき、対策部長及び班長は同表にかかげる者をもって充てる。

（３）本部に本会議をおき、本部長、副本部長及び各対策部長をもって構成する。

（４）本会議は本部長、副本部長、各対策部長で構成する。

（５）各対策本部に対策要員を置き、町（教育委員会、農業委員会、議会事務局を含む）の職員をもって充てる

４．対策要員の動員

（１）災害の規模に応じ、配備の段階を第１配備から第３配備までに区分し、配備の指定は、おおむね次の基準により、その都度本部長が行うものとする。

配備呼称	内容表示	準備時間	配備内容
第１配備 災害警戒体制	準備	強風、大雨、洪水、波浪等に関する警報・注意報が発表され災害が発生すると予想されるとき。	気象予報警報及び災害情報等の収集並びに、第２配備以降の動員体制の確保、その他災害応急対策の準備に関し必要最小限の対策要員を配備する。
第２配備 災害対策本部体制	警戒	暴風、大雨、洪水、波浪等に関する警報・注意報が発表され、災害が発生すると予想されるとき、又は局地的な災害が突発したとき。	局地的な災害応急に対処し得る程度の要員を確保する。避難者をごく一時的（２４時間以内）に収容保護出来る程度（炊き出し等は行わない。）の対策要員を配備する。
第３配備 災害対策本部体制	非常警戒	町全域にわたって、風水害、大地震等の災害が発生し、被害が甚大と予想されるとき、又は町内全域にわたり甚大な被害が突発したとき。	町内全域にわたる災害応急対策を行えるよう全対策要員を配備し、若しくは常備配備できるよう待機体制をとる。

（２）各対策部の配備要員の数は、別表に掲げるとおりとし、その氏名については各対策部ごとに、あらかじめ本部に報告しておくものとする。

（３）動員方法

ア　災害発生のおそれのある場合の動員

①　勤務時間外において、宿日直職員が特別警報・警報及び災害発生のおそれのある異常現象発生等の通報を受理したとき、又は、非常事態の発生を知ったときは、ただちに総務課長及び関係課長に連絡するものとする。

②　①の通報を受けた総務課長及び、関係課長は、必要に応じ所属職員を所定の系統により、動員し、特別警報・警報の伝達、情報収集・伝達その他応急対策実施の体制をとるものとする。

イ　本部が設置された場合の動員

①　各対策部長は、退庁後における各班長、配備要員に対する連絡方法をあらかじめ定めておくものとする。

②　各対策部長は、所属職員の動員を円滑に行うため各部ごとに班長を、あらかじめ定めておく。

③　職員は、勤務時間外において災害の発生又はそのおそれがあることを知ったときは進んで所属課と連絡をとり、また、自らの判断により登庁する。

災害対策本部連絡体制

勤務時間内体制

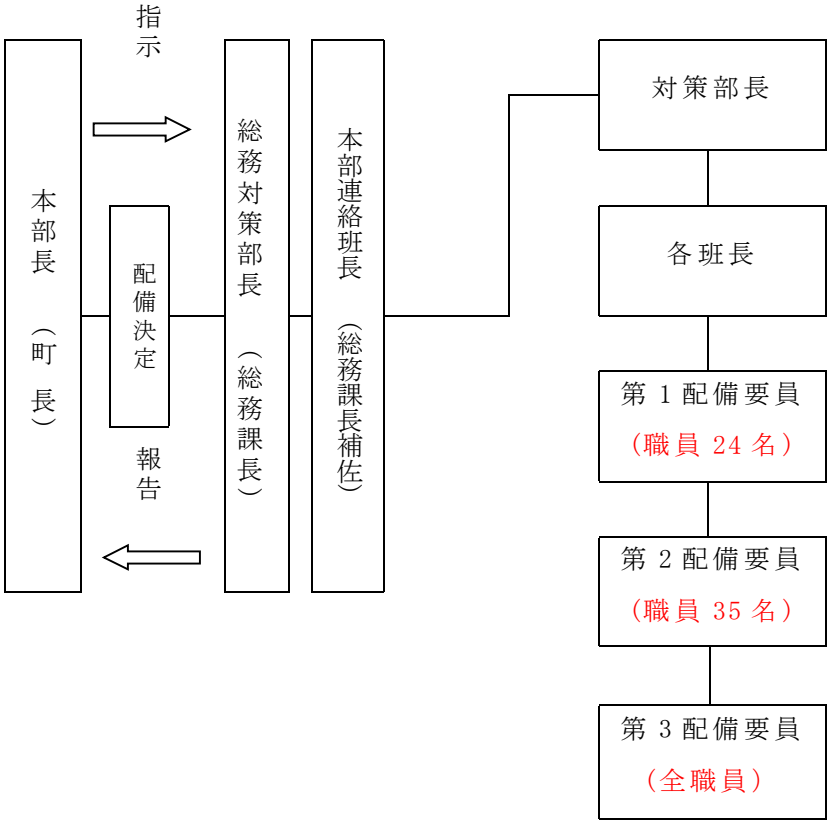

時間外連絡体制

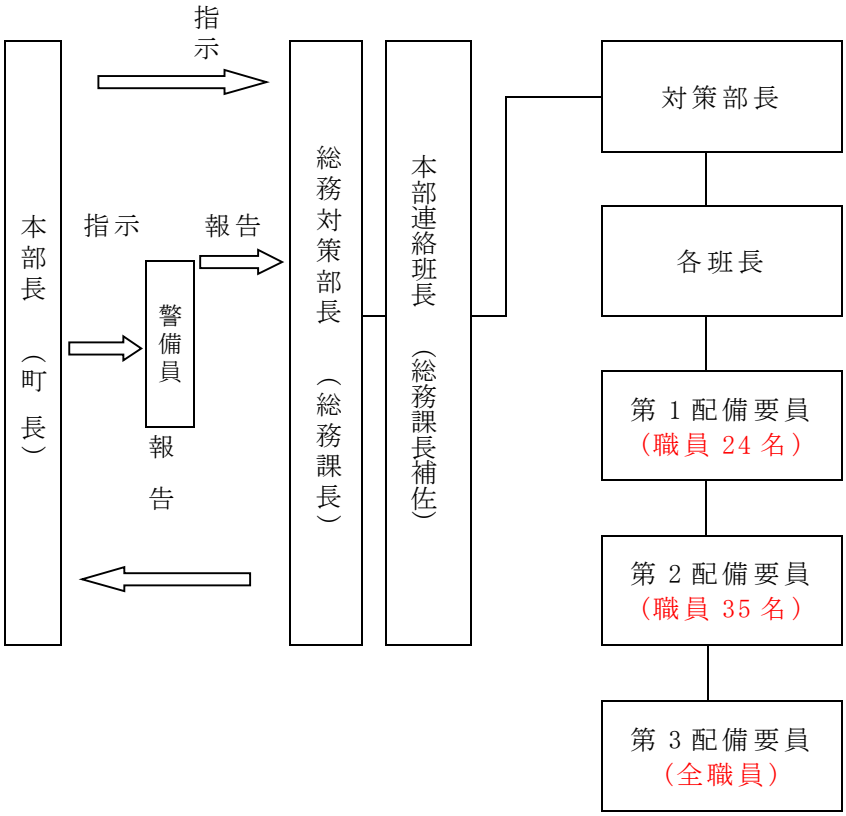
指示
本部長（町長）
指示
報告
警備員
報告
総務対策部長（総務課長）
本部連絡班長（総務課長補佐）
対策部長
各班長
第１配備要員
（職員 24 名）
第２配備要員
（職員 35 名）
第３配備要員
（全職員）

瀬戸内町災害対策本部組織表

- 本部長（町長）
- 副本部長（副町長）

総務対策部
部長　総務課長
副　企画課長
副　財産管理課長
副　議会事務局長
副　総務課長補佐
副　消防分署長
副　防災専門監

- 総務班
  - （班長　人事行政係長）
  - （班長　財政係長）
  - （班長　危機管理係長）
- 財管班
  - （班長　管財係長）
  - （班長　地籍調査係長）
- 広報班
  - （班長　情報政策係長）

住民対策部
部長　保健福祉課長
副　町民生活課長補佐

- 救助班
  - （班長　地域支援係長）
  - （班長　戸籍住民係長）
- 救護班
  - （班長　へき地診療所事務長）

衛生対策部
部長　町民生活課長
副　水道課長

- 衛生総務班
  - （班長　生活環境係長）
- 水道班
  - （班長　水道課長補佐）
  - （班長　施設係長）

産業対策部
部長　農林課長
副　商工交通課長
副　水産観光課長

- 農業施設班
  - （班長　農林課管理係長）
  - （班長　農政係長）
- 港湾漁港施設班
  - （班長　水産振興係長）
  - （班長　港湾漁港係長）
- 商工・観光班
  - （班長　商工交通係長
  - （班長　観光振興係

土木対策部
部長　建設課長
副　建設課長補佐

- 公共土木班
  - （班長　住宅・管理係
  - （班長　工務係長）
  - （班長　土木施設維持係長）
  - （班長　森林土木係長）
- 住宅施設班
  - （班長　建築係長）

教育対策部
部長　教委総務課長
副　社会教育課長

- 教育班
  - （班長　学校教育係長）
  - （班長　生涯学習係長）
  - （班長　交流館館長）
  - （班長　郷土館・文化財係

経理対策部
部長　会計課長
副　税務課長

- 経理班
  - （班長　会計係長）
- 設営班
  - （班長　収納係長）

所掌事務の内容

対策部名	班 名	所　掌　事　務	構　成
総務対策部	総務班 広報班	1. 本部会議に関すること。 2. 町防災会議及び関係機関との連絡調整に関すること。 3. 各対策部及び関係機関情報の収集及び連絡に関すること。 4. 自衛隊出動要請に関すること。 5. 本部長が特に命じたこと。 6. 本部長と副部長の秘書に関すること。 7. 配備要員に関すること。 8. 災害調査班に関すること。 9. 災害調書の作成及び県機関への報告に関すること。 10.災害対策に必要な経費の予算経理に関すること。 11.罹災証明書の発行に関すること。 12.広報に関すること。 13.災害写真に関すること。 14.災害時の庁舎電子機器の管理に関すること。	（総務課） 人事行政係 危機管理係 財政係 情報政策係
	財管班	1. 町有財産の災害に関すること。 2. 災害時における施設機材の利用に関すること。 3. 車両配備に関すること。	（財産管理課） 管財係 地籍調査係

住民対策部	救助班	1. 被害者の救護に関すること。 2. 災害救助法に基づく諸対策に関すること。 3. 避難所の開設（運営）に関すること。 4. 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく諸対策に関すること。 5. 被災者生活再建支援法に基づく諸対策に関すること。 6. 救助物資の調達及び義援金金品に関すること。 7. 住家関係被害及び救助状況の県機関への報告に関すること。 8. 非常物資及び応急食糧の調達に関すること。 9. 被災者台帳に関すること。	（保健福祉課） 保健福祉係 地域支援係 （町民生活課） 戸籍住民係
	救護班	1. 医療に関すること。	へき地診療所
衛生対策部	衛生総務班	1. 衛生対策に関すること。 2. 医療機関との連絡に関すること。 3. 災害防疫状況に関すること。 4. 災害救護事務（死体の埋葬処理を含む）に関すること。 5. 衛生関係等の災害調書の作成及び県機関への報告に関すること。 6. 災害時における防疫及び衛生維持等に関すること。 7. 伝染病その他災害調査に関すること。 8. 災害用医療品及び災害対策資材に関すること。	（町民生活課） 生活環境係
	水道班	1. 水道施設の災害調査報告に関すること。 2. 災害時の水道施設の維持に関すること。 3. 応急給水に関すること。	（水道課） 管理係 施設係

産業対策部	農林水産業施設班 港湾漁港施設班	1. 農林対策に関すること。 2. 農林関係等の災害調書の作成及び県機関への報告に関すること。 3. 災害時における食糧対策に関すること。 4. 農協等関係機関との連絡に関すること。 5. 農業施設災害調査に関すること。 6. 農業施設などの災害調書の作成及び県機関への報告に関すること。 7. 港湾・水産・船舶・建築関係の災害調書の作成及び県機関への報告並びに応急対策に関すること	（農林課） 管理係、農政係 営農畜産係 農林整備係 営農支援センター （水産観光課） 水産振興係 （商工交通課） 船舶交通係 （建設課） 港湾・漁港係
	商工観光班	1. 商工・観光に関すること。 2. 商工・観光関係の災害調書の作成及び各機関への報告に関すること。 3. 災害物資の入手及び斡旋に関すること。 4. 関係団体との連絡に関すること。	（商工交通課） 商工交通係 観光振興係
土木対策部	公共土木班	1. 土木対策部総括に関すること。 2. 水防資材、器材の出納、保管に関すること。 3. 非常用物資、応急食糧、水防資材、職員等の輸送に関すること。 4. 土木関係等の災害調書の作成及び県機関への報告に関すること 5. 林道災害の調査及び報告に関すること。 6. 水防法に基づく諸対策に関すること。 7. 水位流量その他の情報に関すること。 8. 土木関係の災害調査及び報告に関すること。 9. 水防及び崖崩れなどの警戒巡視に関すること。 10. 大島支庁建設課との連絡に関すること。	（建設課） 住宅・管理係 工務係 土木施設維持係 森林土木係

	住宅施設班	1. 応急仮設住宅等の建築に関すること。 2. 災害住宅資金融資に関すること。	（建設課） 建築係
教育対策部	教育班	1. 学校機関の災害調書の作成及び県機関への報告に関すること 2. 大島教育事務所及び学校との連絡に関すること。	（教委総務課） 総務係 （社会教育課） 生涯学習係
経理対策部	経理・設営班	1. 経理に関すること。 2. 特に応援を頼まれたこと。	（会計課） 会計係 （税務課） 収納係

（４）各対策部の配備要員の数は、次に掲げるとおりとし、その氏名については各対策部ごとあらかじめ本部に報告しておくものとする。

瀬戸内町災害対策編成表

対策部名	班名	人員	第１配備	人員	第２配備	第３配備
総務対策部	総務班		総務課全員		総務課全員	全員
	財管班	1	財産管理課	3	財産管理課	〃
	広報班	1	企画課	2	企画課	〃
住民対策部	救助班	1	保健福祉課	4	保健福祉課（３） 町民生活課（１）	〃
	救護班	1	保健福祉課（へき地）	1	保健福祉課(へき地)	〃
衛生対策部	衛生総務班	1	町民生活課	3	町民生活課	〃
	水道班	2	水道課	3	水道課	〃
産業対策部	農業施設班	4	農林課（２） 水産観光課（２）	8	農林課（５） 水産観光課（３）	〃
	商工交通班	2	商工交通課	4	商工交通課（４）	〃
土木対策部	公共土木班 住宅施設班 港湾漁港班	6	建設課		建設課全員	〃
教育対策部	教育班	4	教育委員会総務課（１） 社会教育課（３）	6	教育委員会総務課（２） 社会教育課（４）	〃
経理対策部	経理・設営班	2	会計課（１） 税務課（１）	3	会計課（１） 税務課（２）	〃

第２節　気象警報等の情報収集・伝達

風水害時の応急対策を進める上で、鹿児島地方気象台及び名瀬観測所から発表される土砂災害警戒情報及び特別警報・警報等は、基本的な情報である。このため、町及び関係機関は、あらかじめ、定められた警報等の伝達系統により確実受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

第１．特別警報・警報・注意報及び気象情報の発表

特別警報・警報・注意報及び気象情報は、本町においては、奄美地方を担当する名瀬測候所が発表し、解除するものとする。ただし、気象情報の解除は行わない。

≪特別警報の種類と警告内容≫

<table>
<tr><th>現象の種類</th><th colspan="2">基　　準</th></tr>
<tr><td>大雨</td><td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴風</td><td rowspan="3">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</td><td>暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>高潮</td><td>高潮になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>波浪</td><td>高波になると予想される場合</td></tr>
</table>

※　発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

※　「数十年に一度の強度」とは、中心気圧 910hPa 以下又は最大風速６０メートル以上の台風や同程度の温帯低気圧をいう。

※　大雨特別警報は、府県程度の広がりで 50 年に一度の大雨、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に発表される。

≪警報の種類と警告内容≫

大雨警報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
洪水警報	河川の上流域での大雨によって生じる増水により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる重大な洪水災害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊並びにこれらによる重大な浸水害があげられる。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。

波浪警報	高波による遭難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
高潮警報	台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。

≪注意報の種類と注意喚起内容≫

大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合に発表が継続される。
洪水注意報	河川の上流域での大雨によって生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる洪水災害として、河川の増水及び堤防の損傷並びにこれらによる浸水害があげられる。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
波浪注意報	高波による遭難や沿岸施設の被害など、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な潮位上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。対象となる災害として、濃い霧により見通し悪くなることによる交通障害等の災害があげられる。
雷注意報	落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。具体的には、春・秋に気温が下がって霧が発生することによる農作物や果実のの被害が発生するおそれのあるときに発表される。

≪警報・注意報の発表基準≫

令和４年１１月２４日 現在
発表官署　名瀬測候所

瀬戸内町	府県予報区		鹿児島県		
	一次細分区域		奄美地方		
	市町村等をまとめた地域		北部		
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	15	
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	164	
	洪水		流域雨量指数基準	阿木名川流域＝12.7	
			複合基準※1	阿木名川流域＝（6，9.7）	
			指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風		平均風速	陸上	25m／s
				海上	25m／s
	暴風雪		平均風速		
	大雪		降雪の深さ		
	波浪		有義波高	6.0m	
	高潮		潮位	1.8m	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	8	
			土壌雨量指数基準	123	
			流域雨量指数基準	阿木名川流域＝10.1	
			複合基準※1	阿木名川流域＝（5，8.7）	
			指定河川洪水予報による基準	—	
	強風		平均風速	陸上	15m／s
				海上	15m／s
	風雪		平均風速		
	大雪		降雪の深さ		
	波浪		有義波高	2.5m	
	高潮		潮位	1.3m	
	雷		落雷時により被害が予想される場合		
	融雪				
	濃霧		視程	陸上	100m
				海上	500m
	乾燥		最小湿度 50％で、実効湿度 65％		
	なだれ				
	低温				
	霜		最低気温 5℃以下		
	着氷・着雪				
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	120mm	

※1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

第２．警報等の受領及び伝達方法

（１）関係機関からの通報等は総務班、勤務時間外は警備員が受領する。
総務班における受領担当員（伝達担当員を兼ねる）は、次のとおりとする。
（正）人事行政係　　（副）危機管理係

（２）警備員が警報等を受領した場合は、直ちに総務班に伝達するものとする。
警報等を受領した総務班は、直ちに町長及び副町長に報告するものとする。
（正）総務課長補佐　　（副）危機管理係長

（３）警報等を受領した伝達担当員は、直ちに庁内各班（勤務時間外は関係班長）に庁内マイク及び電話により周知させるとともに、関係機関、住民に対し、次により伝達周知させるものとする。

・関係機関等に対する伝達
関係機関、団体に対しては、電話により受領内容をそのまま（全文）書き取れる程度の速度で一回送話し、更に確認用として、普通の対話速度で２回送話する。

・教育班の学校に対する伝達
警報等を受領した教育班は、加入電話等により町内各小中学校等に伝達する。

・住民に対する周知方法
①　警報等の伝達を受けた無線担当員は、警報等の内容を防災行政無線により放送し、地域住民に周知徹底を図る。
②　広報班担当員は、必要に応じて広報車をもって町内一円に放送広報を行い地域住民に周知徹底を図る。

・在港船舶に対する周知方法
警報等の伝達を受けた総務班担当員は、警報等の内容を港内碇船舶に放送し、在港船舶乗務員に周知徹底を図る。

第３．気象情報等の収集

町及び町内関係団体は、災害発生の状況等について、テレビ・ラジオ、インターネット等を利用して気象情報等の収集に努める。

第４．火災気象通報及び火災警報の発表及び周知

（１）　火災気象通報の発表

ア　発表機関及び伝達系統
火災気象通報とは、消防法に基づいて名瀬測候所長が、気象状況が火災予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、その通報を受けたときは直ちに、それを市町村長に通知しなければならない。

イ　担当気象官署と担当区域

担当気象官署	担当区域
名瀬測候所	大島支庁管内及び鹿児島郡の十島村

（２）　火災警報の発表

町長は、火災気象通報の伝達を受けたとき又は管内各地が次の気象状況に達したときは、これらの条件等を考慮して火災警報を発表する。また、火災気象通報の解除及び気象状況が火災の危険が予想されなくなったとき火災警報を解除する。

ア　実効湿度が 65％以下または最小湿度が 35％を下ると見込みのとき。

イ　平均風速が 10ｍ以上の風が吹く見込みのとき。

ウ　周知方法

発表と同時に防災行政無線等によって住民に発表事項を周知する。

第３節　災害情報・被害情報収集・報告計画

本計画は、災害情報及び被害情報を迅速確実に収集し、通報・報告するために必用な事項を定め応急対策の迅速を期するものである。

第１．災害情報等の収集報告計画

町は、町内の災害情報及び所管に係る被害状況を住民の協力を得て迅速かつ的確に調査、収集し、県その他の関係機関に県総合防災システム及び、ＦＡＸ等他の方法により、通報報告する。

１．災害情報の内容

災害情報とは、災害が起こりそうな状況のときから被害が数的に判明する以前の間における災害に関するおおむね次のようなものをいう。

（１）災害のおこるおそれのある異常な現象（堤防漏水、津波の現象等）

（２）災害発生前における河川の増水、高潮、その他の災害が発生しそうな状況

（３）災害発生前の水防その他災害防止対策又は災害拡大防止対策の活動状況

（４）住民の避難に関する状況

（５）災害が発生しているが、災害の程度が数的に把握できないときの状況

２．災害報告の種類

災害報告とは、被害の程度が数的に把握できるものをあらかじめ定められた様式により、報告する次のものをいう。

（１）被害報告

災害発生直後、被害状況が判明次第、随時報告するもの及びさらに災害が続けて発生し又は災害調査の結果により、新しい状況が判明した都度報告するものとする

（２）被害確定報告

被害状況が確定したとき報告する。

第２．災害情報の収集通報

１．災害発生のおそれがある異常現象の通報

（１）発見者の通報

異常現象を発見した者は、ただちに次のとおり通報するものとする。

ア　河川増水等水防に関するもの

総務班、公共土木班

イ　火災発生に関するもの

大島地区消防組合瀬戸内分署

ウ　津波その他の異常現象

総務班、瀬戸内警察署、海上保安署

（２）町長の通報

異常現象を認知した町長（総務班長）はただちに次の機関に通報するものとする。

ア　気象、地震、水象に関するものは名瀬測候所

イ　その異常現象により災害発生が予想される隣接村

ウ　その異常現象により予想される災害発生実施機関

２．１以外の災害情報収集通知

（１）嘱託員の収集通知

町内各集落の嘱託員は、集落内における次の災害情報を収集し、総務班に通報するものとする。

ア　河川の増水等災害が発生しそうな状況

イ　集落民の避難状況

ウ　災害が発生しているときの状況

エ　その他被害状況

（２）町長の災害情報の収集通報

ア　嘱託員からの災害情報の通報を受けた総務班担当員は、ただちに関係課に通報するものとする。

イ　総務班及び各班は、各嘱託員からの災害情報と町全体で把握しうる災害対策の実施状況等の災害情報を併せ、関係機関に通報するものとする。

第３．被害状況の調査、収集報告

１．調査分担

町における被害状況の調査収集は、関係被害ごとに次のとおり各班において分担し、関係機関及び関係団体の協力を得て実施する。

調　査　分　担

被　害　区　分	担　当　班		協　力　団　体　等
	班　名	責任者	
人、住家等の被害 社会福祉関係被害 農産物、利用施設、耕地、畜産、林産商工、電気通信、電力	町民生活課	町民生活課長	各嘱託員等
	保健福祉課	保健福祉課長	
	農林課	農林課長	農協、森林組合
	商工交通課	商工交通課長	漁協、商工会、ＮＴＴ、九州電力
土木関係・建築関係被害	建設課	建設課長	大島支庁瀬戸内事務所、漁協
港湾漁港関係、水産、船舶	水産観光課 建設課 商工交通課	水産観光課長 建設課長 商工交通課長	
教育関係被害	教育委員会	教育長	各学校
衛生関係被害	町民生活課 保健福祉課	町民生活課長 保健福祉課長	各地区衛生協力員 各病院
水道関係被害	水道課	水道課長	各嘱託員等
一般被害及び応急対策の総括、	総務課	総務課長	
町有財産等の被害	財産管理課	財産管理課長	

２．調査班の編成

被害状況の調査に当たっては、被害の程度により調査班の数を決定するが、地区ごとに各課と共同し、又は単独で調査班を編成し、被害状況調査を実施する。

各地域調査班編成表

<table>
<tr><th colspan="7">調査本部（総務課）</th></tr>
<tr><th>集　落</th><th>調査班</th><th>担当課</th><th></th><th>集　落</th><th>調査班</th><th>担当課</th></tr>
<tr><td>清　水
嘉　鉄
蘇　刈
伊　須
阿木名東
阿木名西
勝　浦
網野子
節　子
嘉　徳</td><td>第１班
班長
税務課長
副班長
同課長補佐</td><td>税務課</td><td rowspan="4"></td><td rowspan="2">実　久
芝
薩　川
瀬　武
木　慈
武　名
知之浦
三　浦
俵
瀬　相
阿多地
須子茂
嘉　入
西阿室</td><td rowspan="2">第４班
班長
保健福祉課長
副班長
同課長補佐</td><td rowspan="2">保健福祉課</td></tr>
<tr><td colspan="3">古仁屋市街地</td></tr>
<tr><td>大　湊
高　丘
春　日
宮　前
松　江
船　津
瀬久井東
瀬久井西</td><td>第２班
班長
企画課長
副班長
同課長補佐</td><td>企画課</td><td>呑之浦
押　角
勝　能
諸　数
生　間
渡　連
安脚場
徳　浜
秋　徳
諸　鈍
野見山
佐知克
勢　里
於　斉
伊子茂
花　富</td><td>第５班
班長
教委総務課長
副班長
社会教育課長</td><td>教委総務課
社会教育課
選管事務局
監査委員会</td></tr>
<tr><td>須　手
手　安
久根津
油　井
阿　鉄
小名瀬
阿室釜
篠　川
古　志
久　慈
花　天
管　鈍
西古見</td><td>第３班
班長
水産観光課長
副班長
町民生活課長</td><td>水産観光課
町民生活課</td><td>請阿室
池　地
与　路</td><td>第６班
班長
議会事務局長
副班長
農委事務局長</td><td>議会事務局
農委事務局</td></tr>
</table>

３．被害状況の集計及び報告

各災害調査担当課は、調査結果を集計し、総務班にそれぞれ報告するものとする。

４．災害報告の留意事項

調査担当課は、被害状況を集計するに当たり、瀬戸内警察署と緊密な連絡をとり、情報の交換調整を図り、被害状況の集計の正確を期するものとする。

５．被害報告の様式

各課において関係被害を収集する様式は、法令及び県その他の指示する内容を基礎に作成するものとする。

６．災害情報等の集約、活用、報告及び共有化

（１）町における報告情報の収集

町災害対策本部において､前記方法により報告された災害情報等を整理し、広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難指示、災害救助法適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し、適宜、全職員に徹底する。

（２）町から県等への報告

町は県にできるだけ早期に被害概況に関する報告を行う。

特に、災害規模の把握のための町から県等への報告は、次の通り実施する。

ア　第一報（参集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況）

・　勤務時間外（本部連絡員の登庁直後）

・　勤務時間内（災害発生直後）

イ　人命危険情報の中間集約結果報告

災害発生後、出来る限り早く報告する。なお、この段階で町災害対策本部での意志決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難指示、災害救助法適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告要請する。

ウ　人命危険情報の中間集約結果の報告

災害発生後１時間以内。遅くとも２時間以内とする。県への報告は、災害情報報告系統と同一の系統及び方法を用いる。

（３）町及び防災関係機関は、人的被害、住家被害、避難、火災の発生・延焼の状況等、広域的な災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報について、他の情報に優先し収集・報告する。

災害報告の判定基準

区　　分		被害の判定基準
死　　者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
行方不明者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
負　傷　者		災害のため負傷し、医師の治療を受けた者又は受ける必要のある者で次の区分による。
	重傷者	１ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	１ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。
住　　家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非　住　家		住家以外の建物で他の目的に属さないものとする。これらの施設に人が住居しているときは、当該部分は住家とする。
公共建物		例えば役場庁舎や、公民館、公立保育所等の公用又は公共用に供する建物とする。
全　　壊 （全焼、流出、埋没）		住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、消失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ面積の 70%以上に達したもの、又は住家の主要構造物部の被害額が、その住家の時価の 50%以上に達した程度のものとする。
半　　壊 （半焼、半流出、半埋没）		住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分がその住家の延べ面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のものとする。
一部破損		全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水		住家の床以上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積が床上以上となり一時的に居住することができないもの
床下浸水		床上浸水には至らない程度に浸水したもの
棟		独立した建物ごとに算定する。ただし、炊事場、浴場又は便所が別棟であったり、離座敷が別棟であるような場合はこれら生活に必要なものは併せて算定する。
世　　帯		生計を一つにしている実際の生活単位
被　災　世　帯		住家の全壊･半壊･流出･埋没･消失･床上浸水の被害を受けた世帯
被　災　者		被災世帯の構成員
損　害　額		被災地における時価（評価当時の市価）による。見積もりに当たっては慎重を期し、単位は千円とし、千円未満の端数は四捨五入する。

第４節　災害通信計画

風水害等の災害の発生等に際し、的確な災害応急対策を遂行するには、各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、町は各防災関係機関と連携し、事前に定められた情報収集・伝達体制に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

第１．町の通信連絡手段の確保・運用

１．通信連絡系統

災害時の町の通信連絡系統としては、町防災行政無線及びコミュニティーＦＭラジオを基幹的な通信系統とするほか、ＮＴＴ一般加入電話（災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話）を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておく等の運用上の措置を講ずる。

通常の災害（ＮＴＴ電話等が使用できる場合）

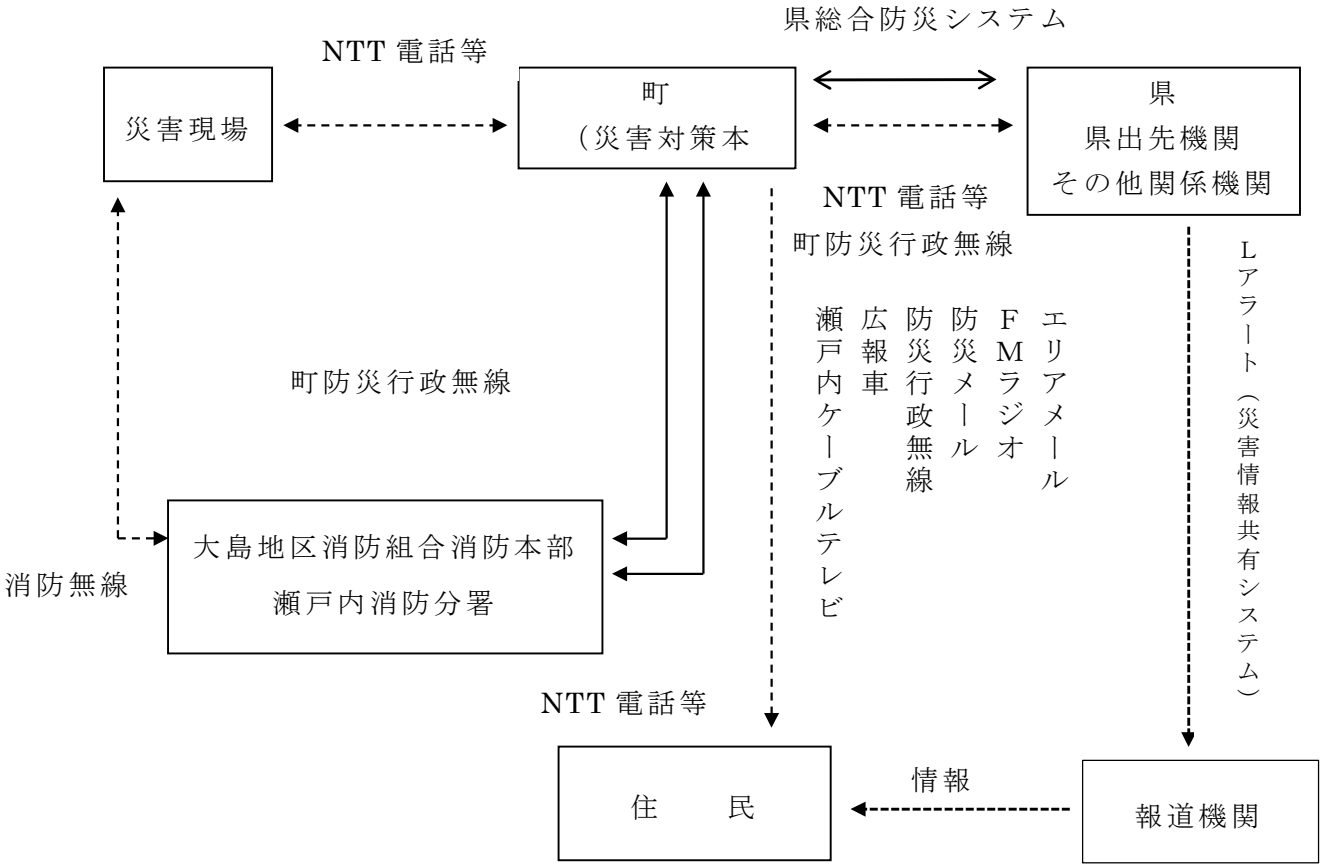

大規模災害（ＮＴＴ電話等が使用できない場合）

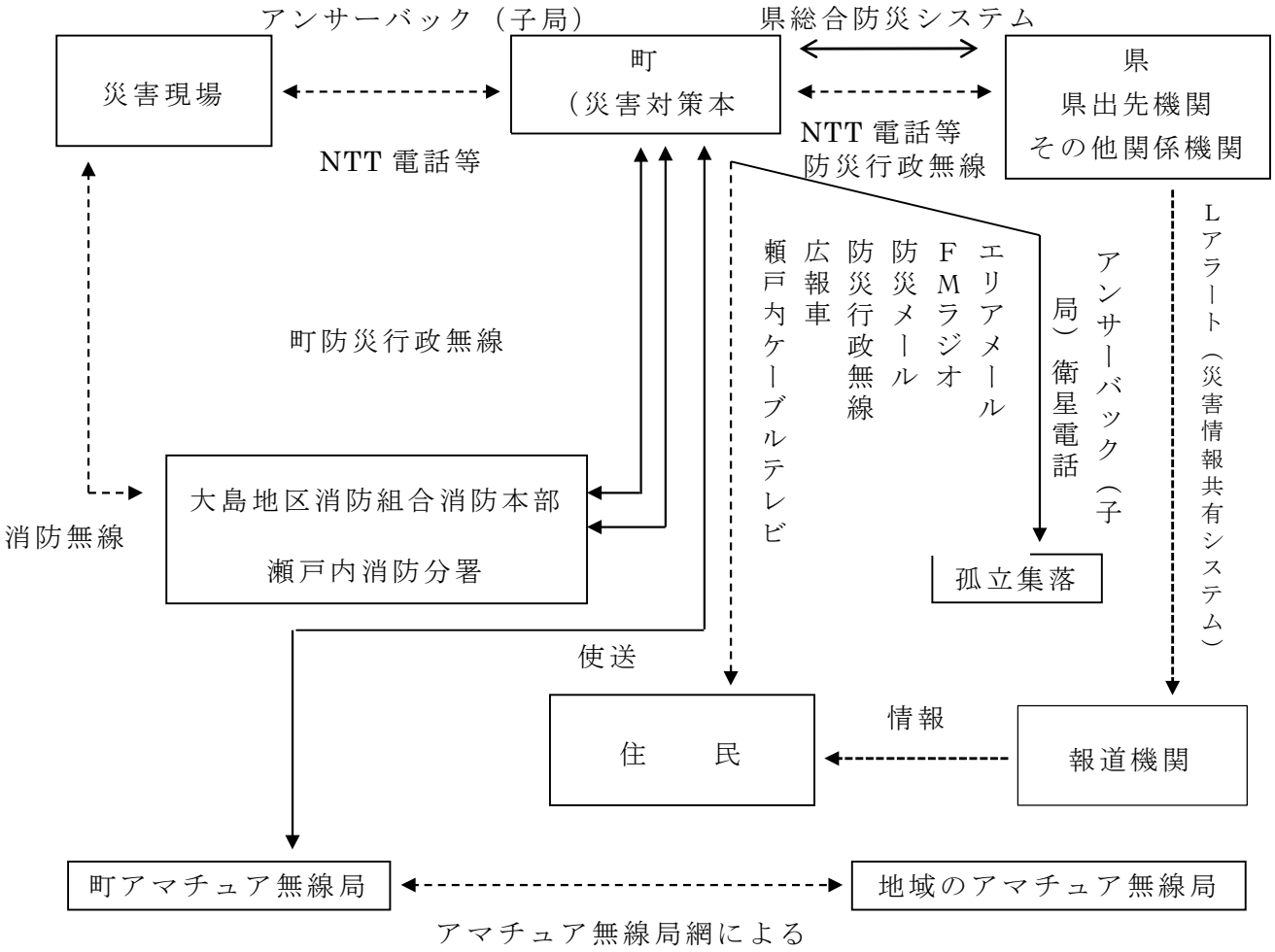

２．各種通信施設の利用

各種通信施設の利用は通信施設の被害状況等により異なるが、おおむね次の方法のうち実情に即した方法により、その利用を図るものとする。

（１）公衆電気通信施設の利用方法

ア　普通電話による通信

一時的に加入電話の通常の手続きにより、通信を確保するが、施設の被害その他によってその利用が制限される場合は、「非常電話」の取扱いを設け通信の優先利用を図るものとする。

イ　「非常電話」の利用方法

災害における「非常電話」による優先利用を図るため、平常時から最寄りの電話取扱局に連絡し、非常電話の指定を受けておくものとする。非常電話を申し込むにあたっては、必ず「非常」をもって呼出し、非常電話であることを表明する。

ウ　電報による通信

災害対策のため特に緊急を要する電報は「非常」と朱書し、非常電報である旨を告げて打つ。

（２）専用通信施設の利用

公衆電話施設の利用ができなくなった場合又は、緊急通信にその必要がある場合は、専用通信施設の利用を図るものとする。利用に当たってはあらかじめ協議して定めておくものとする。

（３）非常無線通信の利用

災害による非常事態が発生し、又は発生するおそれがあって、有線通信、電報が不通となったり利用できないとき、もしくは通話が遠くてはっきりしないとき、又は通話が混雑して長時間かかるため非常通報の目的を達成することができないとき、非常無線通信施設の利用を図るものとする。

（４）衛星電話の利用

災害による非常事態が発生し、又は発生するおそれがあって、請島，与路島等孤立化集落において有線通信､電話が不通となったり利用できないとき、非常通報の目的を達成することができないとき、孤立化集落に衛星電話，非常用電源を配備し，衛星電話の利用を図るものとする。

第５節　広報

風水害の災害に際して、浸水、斜面崩壊等様々な災害に対する住民の防災活動を喚起し、誘導できるよう、必要情報を住民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、町及び防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、災害時の適切な防災活動を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

第１．町による広報

１．町における広報担当及び広報に係る他課との連絡

（１）町における災害情報、被害状況等の災害に関する広報は、広報班が行う。

（２）各課において、広報を必要とする事項はすべて総務対策部に連絡する。

２．情報等広報事項の収集

（１）総務班は各課が把握する災害情報その他、広報資料を積極的に収集するものとする。

（２）広報班は必要に応じて災害現地に出向き、写真、その他取材活動を実施するものとする。

３．住民に対する広報の方法

町において、収集した災害情報及び応急対策等住民に周知すべき広報事項は、広報内容に応じて次の方法により行う。

（１）防災行政無線　　（２）広報車

（３）写真の展示　　（４）報道機関を通じて行う

（５）防災メール　　（６）Ｌアラート（災害情報共有システム）

４．広報内容

災害時には、次に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

（１）災害危険地域住民への警戒の呼びかけ（避難の誘導・指示）

町の総務課担当者は、降雨が長期化し、災害危険が増大していると判断されるときは、事前に定めた広報要領により、大雨への警戒を強め、必要に応じ事前避難に関する広報を実施する。

ア　特別警報・警報及び気象情報の発表

イ　災害軽減の事前対策

（２）災害発生直後の広報

町は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。災害発生直後の広報は、自主防災組織、住民等への災害時の防災行動を喚起するため、次の内容の広報を実施する。

- 災害対策本部の設置
- 災害応急対策状況
- 緊急避難を要する区域住民への避難の喚起・指示
- 隣近所等災害時要配慮者の安否確認の喚起・指示
- 出火防止、初期消火、プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

（３）災害発生後、事態が落ち着いた段階での広報

町は、各種広報媒体を活用し、次の内容の広報を実施する。

- 二次災害の危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ
- 地区別の避難所
- 混乱防止の呼びかけ
- テレビ・ラジオから情報入手するなど不確実な情報に惑わされない。
- 安否情報

  安否情報については、ＮＴＴの災害用伝言ダイヤル「１７１」を利用するよう住民に呼びかけ、その利用方法を周知する。
- 被災者救援活動方針・救護活動の内容
- 特別警報・警報などの解除
- 災害対策本部の解除

第２．報道機関等に対する放送の要請・公表

１．報道機関に対する公表

町の総務課担当者は、災害の種別、発生場所及び日時、被害情報、応急対策の状況等を取りまとめ、適宜報道機関に発表する。

発表は次の要領で実施する。

（１）報道発表の要領

ア　発表場所は、原則として記者会見室（仮設）とする。

イ　発表担当者は、広報担当課の責任者の在庁最上位の者とする。

ウ　事前に報道発表時間などの広報ルールを定めておく。また、情報入手状況や防災活動の進歩状況により、広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより、報道機関との混乱を最小限のものとする。

エ　災害時要配慮者への報道手段、内容について配慮するように要請する。

オ　警察、消防その他の組織との情報交換を的確に行い、広報内容の一体性を保つ。

（２）報道機関へ要請並びに発表する広報内容

ア　雨量・河川水位等の状況（発表）

イ　災害対策本部の設置の有無（発表）

ウ　火災状況（発生箇所、被害状況等）（発表）

エ　家屋損壊件数、浸水状況（発生箇所、被害状況）（発表）

オ　二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ（要請）

カ　周辺受入れ可能病院及びその診療科目、ベッド数（要請）

キ　避難状況等（発表）

ク　被災地外の住民へのお願い（要請）

・　被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。

・　安否情報については、ＮＴＴの災害用伝言ダイヤル「１７１」を活用してほしい。

・　個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。

・　まとまった義援物資を送って下さる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう、物資の種類、量、サイズ等を包装の表に明記して送付して欲しい。

ケ　ボランティア活動の呼びかけ

コ　住民の心得、人心の安定及び社会秩序のため必要な事項（要請）

サ　交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）「発表・要請」

シ　電気、電話、水道施設等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等）「発表・要請」

ス　河川、道路、橋梁等土木施設状況（被害、復旧状況）「発表、要請」

第３．その他の関係機関等への広報の要請・調整

１．ライフライン関係機関への要請

災害時に町（災害対策本部）に寄せられる住民等からの通報の中には、ライフラインに関係する問い合わせ（復旧見通しなど）も多いと予想される。このため、町は、住民等の通報内容をモニターし、必要があると認めたときは、ライフライン関係機関に対し、広報担当セクションの設置や増強を要請する。

２．関係機関との調整

（１）町（災害対策本部）が広報を実施したとき

町（災害対策本部）は広報を実施したときは直ちに関係機関に報告する。

（２）関係機関が広報を実施したとき

関係機関が広報を実施したときは、直ちに県（災害対策本部）へ通知することとする。

「放送機関」

災害時のテレビ・ラジオ等による公共放送は、住民の情報ニーズにこたえるとともに住民や関係機関等の職員が防災対策を遂行する上で必要となる各種情報を提供するなど極めて重要な役割を果たす。したがって、各放送機関は各々の防災計画に定められた活動体制を確立して、報道活動や町民広報を実施する体制を強化する。

「その他の防災関係機関」

（１）九州電力古仁屋営業店

災害による停電等の被害箇所の状況、復旧の見通しをはじめ、公衆感電事故の防止等について、広報車・報道機関等により住民への周知に努める。

（２）西日本電信電話株式会社鹿児島支店

災害による電話の不通個所の状況、復旧の見通し等について、広報車・報道機関等により住民への周知を図る。

（３）バス会社等

被害箇所の状況、復旧状況の見通し等について、停留所及び待合室等の掲示板や案内板への掲示をはじめ、広報車・報道機関等により住民への周知に努める。

第６節　避難の指示・緊急安全確保・誘導

風水害時の出水や土砂災害等の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失わないよう立ち退き又は指示する等の措置をする。

このため、特に町長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずる。

第１．要避難状況の早期把握・判断

１．要避難状況の把握活動の早期実現

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、立ち退き又は指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失わないよう必要な措置をとらなければならない。

特に町長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地区の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

２．避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、町の被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

（１）河川災害からの避難の実施

気象・降雨の状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずる地域も予想されるため、当該地域の住民が適切な避難活動ができるよう、町・瀬戸内消防分署その他は、特別警報・警報発表以降着手する警戒活動により、地域の状況を的確に把握し､避難指示の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

（２）斜面災害防止のための避難対策

急傾斜地等崩壊危険性の高い地域等における斜面崩壊からの避難等が想定される。町・消防本部その他は、警戒活動により斜面状況を把握し、被災地域の被害実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講ずる。

（３）実施責任

町長は､災害対策基本法第６０条に基づき災害時における住民の避難指示、避難措置を実施するものとする。

また、災害救助法が適用され、知事が権限を委任したときの避難所の開設及び避難者の収容を行う。

なお、町内各小中学校における児童生徒の集団避難措置によるほか、教育長の指示により学校長が実施する。

災害に係る実施責任

- 避難の指示 ―― 全災害 ―― 町長（災害対策基本法　第60～61条）
- 避難の指示
  - 洪水対策 ―― 知事又はその命を受けた職員　水防管理者（水防法　第22条）
  - 地すべり災害 ―― 知事又はその命を受けた職員（地すべり防止対策　第25条）
  - 全災害
    - 町長（災害対策基本法　第60～61条）
    - 警察官（災害対策基本法　第60～61条）（警察官職務執行法　第4条）
    - 海上保安官（災害対策基本法　第60～61条）（海上保安庁　第18条）
    - 災害派遣時の自衛官（自衛隊法　第4条）
- 避難所の開設及び収容 ―― 知事又は町長（災害救助法　第23条）

第２．避難指示の実施

１．避難指示等の基準と区分

（１）避難指示等の区分

避難措置は、防災気象情報等を十分把握し、危険と認められる場合には、住民等に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。

避難指示等を発令する際には、居住者等が自らとるべき行動を直感的に理解しやすいものとするため、避難指示等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にするとともに、対象者ごとに警戒レベルに対応した、とるべき避難行動がわかるように伝達する。

警戒レベルは洪水及び内水氾濫、土砂災害、高潮について発表する。

町は必要な場合に、指定行政機関、指定地方行政機関及び県より、避難指示の対象地域、判断時期等について助言を受けるものとする。

なお、避難措置は概ね次の方法に基づき、当面する責任者が関係機関の協力を得て実施するものとする。

避難指示等の概要

類　型	発令時の状況	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル３】 高齢者等避難	災害のおそれあり	●危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等は危険な場所から避難 （立ち退き避難又は屋内で安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル４】 避難指示	災害のおそれ高い	●危険な場所から全員避難】 ・危険な場所から全員避難 （立ち退き又は屋内で安全確保）する。
【警戒レベル５】 緊急安全確保	災害発生または切迫 （必ず発令される情報ではない）	●命の危険　直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への避難がかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状態で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても安全を確保できるとは限らない。

（２）避難指示等の基準

避難指示等の基準は、災害の種類、対象とする地域、その他により異なるが、町長は関係機関の協力得て、「避難指示の判断・伝達マニュアル」に基づき発令するものとする。

また、災害の種類に対する避難指示等の基準に関しては、概ね次のとおりとする。

ア　土砂災害

区　域	【警戒レベル３】 高齢者等避難	【警戒レベル４】 避難指示	【警戒レベル５】 緊急安全確保
がけ崩れ 土石流等 危険箇所	①瀬戸内町に大雨警報（土砂災害警戒）が発表され土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」となった場合 ②総合的判断	①前兆現象（山鳴り・湧き水・地下水の濁り・渓流の水量の変化等）が発見された場合 ②瀬戸内町に「土砂災害警戒情報」が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布で「」非常に危険(うす紫)」となった場合 ③総合的判断	①土砂災害の発生が確認された場合 ②瀬戸内町に「大雨特別警報」が発表された場合 ③総合的判断
上記以外の箇所（地すべり含）	①前兆現象（湧水・地下水の濁り、量の変化等）が発見された場合 ②総合的判断	①前兆現象（渓流付近で傾斜崩壊、斜面のふくらみ、崩壊、道路等にクラック発生等）が発見された場合 ②総合的判断	①土砂災害が発生している場合 ②山地での崩壊や地すべり、渓流における土砂の流出や堆積、さらに堆積地の再浸食といった土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見された場合 ③総合的判断

※避難指示等の対象となる、がけ崩れ・土石流等危険箇所の区域については、第２編第１章第４節（第２　急傾斜地崩壊危険箇所・第３　崩壊土砂流出危険地区）一覧を参照

イ　水害

区　域	【警戒レベル３】 高齢者等避難	【警戒レベル４】 避難指示	【警戒レベル５】 緊急安全確保
浸水想定区域	①瀬戸内町に大雨警報（浸水害）・洪水警報が発表され、かつ「防災情報提供システム」の規格化版流域雨量指数が赤色表示の場合 ②河川の水位の状況と、今後予想される雨量から、水位が上昇し、溢水の可能性がある場合 ③総合的判断	①大雨による湛水・内水氾濫など、浸水害の発生のおそれの住民からの情報を入手した場合等 ②今後の予想される雨量で水位の上昇が見込まれ、家屋等の浸水害が予想される場合 ③「防災情報提供システム」の規格化版流域雨量指数が桃色表示の場合 ④総合的判断	①内水・外水氾濫による家屋等の浸水害が発生している場合 ②堤防の決壊等が発生し、危険性が極めて高くなった場合 ③「防災情報提供システム」の規格化版流域雨量指数が紫色表示の場合 ④総合的判断
上記以外の区域	①河川の水位の状況と、今後予想される雨量から、水位が上昇し、溢水の可能性がある場合 ②総合的判断	①大雨による湛水・内水氾濫など、浸水害の発生のおそれの住民からの情報を入手した場合等 ②今後の予想される雨量で水位の上昇が見込まれ、家屋等の浸水害が予想される場合 ③総合的判断	①内水・外水氾濫による家屋等の浸水害が発生している場合 ②堤防の決壊等が発生し、危険性が極めて高くなった場合 ③総合的判断

※避難指示等の対象となる浸水予測対象区域については、「避難指示の判断・伝達マニュアルにおいて定める。

ウ　高潮

種　別	【警戒レベル３】 高齢者等避難	【警戒レベル４】 避難指示	【警戒レベル５】 緊急安全確保
浸水予想対象区域	①高潮警報が発表され、かつ名瀬港の潮位が 1.5ｍを超えた場合 ②要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、広範囲な家屋の浸水害の発生する可能性が高まった状況 ③総合的判断	①高潮警報発表中における防波堤等、高潮防災施設を越波・越流での広範囲な家屋の床下・床上浸水害が予想される場合 ②古仁屋港の潮位が 1.8ｍを超えた場合 ③総合的判断	①地区の防波堤等、高潮防災施設に越波・越流が発生 ②地区の防波堤等、高潮防災施設の損壊の発生 ③古仁屋港の潮位が 2.1ｍを超えた場合 ④総合的判断
上記以外の区域	総合的判断	総合的判断	総合的判断

※避難指示等の基準潮位は、基準港の名瀬港により東京湾平均海面潮位（ＴＰ）を使用する。

第３．町の実施する避難措置

（１）避難者に周知すべき事項

町の区域内において災害の危険がある場合、避難を必要とする居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難の指示を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に周知するように努める。

ア　避難すべき理由（危険の状況）。

イ　災害時要配慮者施設への通報を配慮する。

ウ　避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県に報告する。

エ　避難の必要がなくなったときは、その旨を公示する。

第４．避難指示の基本方針

（１）町長の避難措置は、原則として高齢者等避難･避難指示・緊急安全確保の３段階に分け実施するが、状況により、段階を経ず直ちに避難指示・緊急安全確保を行う。

（２）町長以外の避難指示権者は、各法律に基づきそれぞれの状況に応じ避難の指示を行う。

（３）避難指示権者は、避難指示等の実施について法令等が定めるもののほか、本計画により行う。

第５．避難指示等の実施要領

（１）避難指示等は、迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施する。

（２）避難の準備や高齢者等避難は、やむを得ない場合のほか、できるだけ夜間を避け昼間にするよう努める。

（３）高齢者等避難の指示に際しては、避難用の食糧、貴重品の確保、火の用心等、避難期間に応じた準備を指示する。

（４）町長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき関係機関に報告又は通知するほか、町長に通知しなければならない。

（５）町長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は他の避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、大島支庁総務企画課及び県危機管理防災課に報告する。

第６．避難指示等の伝達方法の周知

（１）避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、以下のように、あらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。なお、情報伝達にあたっては、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておくものとする。

ア　防災行政無線施設を利用した伝達

イ　あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達

ウ　サイレンによる伝達

エ　広報車又は消防車の呼びかけによる伝達

オ　Ｌアラート（災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送含む)、インターネット（町ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、鹿児島県防災 Web)、携帯電話（緊急速報メール、防災メールを含む)、ワンセグ放送、電話等の利用による伝達

（２）伝達方法等の周知

危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてより危険地域の住民に周知徹底を図る。

（３）伝達方法の工夫

伝達方法において、例文の事前作成、放送前のサイレンの吹鳴など、住民に迅速・確実に伝達し、避難行動に結びつくよう工夫に努めるものとする。

第７．避難者誘導方法

避難者の誘導は、安全かつ迅速に行うことが必要であるので、次の要領により誘導するよう努める。

（１）災害の種類、危険地域ごとにあらかじめ定められた避難経路により避難所へ誘導する。

（２）あらかじめ定めた避難経路に異常のある場合、周辺の状況を検討し、暴風の場合は、出来るだけ山影や、堅牢な建物に沿った経路を選ぶようにする。豪雨の場合は、がけ下や低地等災害発生の恐れのある場所は、できるだけ避けるようにする。

（３）避難場所が比較的遠距離で避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所、誘導責任者を定め、できるだけ集団で避難するようにする。

（４）避難経路中の危険箇所には、標識、縄張り等をしたり、誘導員を配置するようにする。

（５）誘導に際しては、出来るだけ舟艇、ロープ等の資機材を利用し、安全を図るようにする。

（６）避難者は、携帯品や幼児等を出来るだけ背負い、行動の自由を確保するようにして誘導に努める。

（７）緊急を要する避難の実施に当たっては、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意思をもって誘導に当たり､住民及び群衆が混乱に陥らず、安全に避難できるよう努める。

第８．災害時要配慮者の避難対策

高齢者、傷病者、身体障害者、外国人等いわゆる災害時要配慮者の避難については、以下の点に留意して優先して行う。

（１）町長は、避難を要する災害時要配慮者の掌握を努めるとともに、あらかじめ定めた避難指示の伝達方法及び誘導方法により避難所へ誘導する。

（２）特に自力で避難できない者に対しては、地域ぐるみで災害時要配慮者の安全確保を図るため、自主防災組織の協力を得て避難誘導方法を実施する。

第９．避難順位及び携帯品等の制限

（１）避難順位

ア　いかなる場合においても高齢者、傷病者等いわゆる災害時要配慮者の避難を優先して行う。

イ　災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して先に災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

（２）携帯品の制限

ア　携帯品は、必要最小限の食糧、衣料、日用品、医薬品等とする。

イ　避難が比較的に長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫度、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

第 10．避難場所及び避難所の指定

公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に風水害のおそれのない場所に、地域の人口、移動距離、地形、災害等に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、施設等をあらかじめ指定し住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

（１）指定緊急避難場所の指定基準

指定緊急避難場所の指定を行うこととなる異常な現象は、洪水、がけ崩れ、土石流、地すべり、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫等とし、指定基準は次のとおりとする。

ア　地震以外の異常な現象を対象とする指定緊急避難場所の指定基準

・管理条件

災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

・立地条件

異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。

・構造条件

指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、このうち、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースがあること。

イ　地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準

上記条件に加えて、当該施設が地震に対して安全な構造であること。又は、場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

（２）指定避難所の指定基準

指定避難所の指定基準は次のとおりとする。

・規模条件

被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。(被災者の生活の場となることを踏まえ、当該避難所での受け入れが見込まれる被災者の数に対し、十分な面積を有すること。)

・構造条件

速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。(事務所等のスペースは被災者の受け入れに当たって、備品等を整理する必要があることから、迅速な受け入れの観点から望ましくない)

・立地条件

想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

・交通条件

車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。(避難所入所者だけでなく、在宅で避難生活をおくる者に対しても、物資の供給等の必要な支援を講じる際の拠点となりうること。)

・福祉避難所関係

専ら要介護高齢者、障害者等の時要配慮者のための指定避難所については、バリアフリー化され、また、相談や介助等の支援体制等を有すること。

集落ごとの、指定緊急避難場所及び指定避難所については、資料「避難所の指定」にて、各災害毎の指定緊急避難場所及び指定避難所の名称と経由する路線名称を示す。

なお、災害の状況により指定避難場所や指定避難所を変更したときは、その都度周知を図るものとする。

各避難所の詳細

中学校区	避難場所	収容可能人員	☎番号	指定緊急避難場所 災害別区分 土砂	洪水	地震	高潮	津波	指定避難所 災害別区分 土砂	洪水	地震	高潮	津波	避難区分 一次	二次
古仁屋中	瀬戸内町役場庁舎	50	72-1111		○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	瀬戸内町きゅら島交流館	131	72-0363		○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	すこやか福祉センター	52	72-1111		○	○	○	高台		○	○	○	高台	○	
	高丘集会所	17			○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	奄美の園	151	72-0892		○	○	○	古仁屋小中高及び近隣の高台		○	○	○	古仁屋小中高及び近隣の高台		○
	寿老園	53	72-3364		○	○	○			○	○	○			○
	瀬久井集会所	13		○	○		○		○	○		○		○	
	嘉徳集会所	33	78-0254		○		○	近隣の高台		○		○	近隣の高台	○	
	清水集会所	21		○	○	○	○		○	○	○	○		○	
	須手集会所	17			○	○	○			○	○	○		○	
	手安集会所	28			○	○				○	○			○	
	古仁屋小学校体育館	166	72-0002		○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	古仁屋中学校体育館	360	72-0076		○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	古仁屋高等学校体育館	309	72-0034		○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	古仁屋漁港ターミナルビル	161	72-4626	○	○	○		高台	○	○	○		高台	○	
	古仁屋小学校グランド	2135				○	○	○				○	○	○	
	古仁屋中学校グランド	1868				○	○	○				○	○	○	
	古仁屋高等学校グランド	1706				○	○	○				○	○	○	
	清水公園総合体育館	350	72-0298		○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	清水公園総合陸上競技場	10500	72-0298		○	○	○	○		○	○	○	○	○	
	清水公園	9325	72-1111			○	○	○			○	○	○	○	
	ゼログラヴィティ	8	76-3901	○	○	○	○	近隣の高台	○	○	○	○	近隣の高台		○
	伊須集会所	9			○		○			○		○		○	
	蘇刈集会所	23		○	○	○	○		○	○	○	○		○	
	嘉鉄集会所	32	72-1041	○	○	○			○	○	○			○	
	嘉鉄小学校体育館	105	72-0796	○	○	○			○	○	○			○	
	嘉鉄小学校グランド	616				○								○	
阿木名中	節子集会所	31		○	○	○		近隣の高台	○	○	○		近隣の高台	○	
	綱野子集会所	22			○	○				○	○			○	
	勝浦集会所	25	72-0904	○	○	○			○	○	○			○	
	阿木名集会所	66	72-3412		○		○			○		○		○	
	阿木名小・中学校体育館	160	72-0471		○	○	○			○	○	○		○	
	阿木名小・中学校グランド	770				○								○	
	介護老人保健施設せとうち	40	73-1155		○	○	○			○	○	○			○
油井中	久根津集会所	21		○	○	○		近隣の高台	○	○	○		近隣の高台	○	
	油井集会所	21			○	○	○			○	○	○		○	
	阿鉄集会所	21		○	○		○		○	○		○		○	
	小名瀬林業研修館	9			○	○	○			○	○	○		○	
	油井小・中学校体育館	160	72-0840		○	○	○			○	○	○		○	
	油井小・中学校グランド	906				○								○	
管鈍中（休校）	西古見防災コミュニティセンター	21		○	○	○	○		○	○	○	○		○	
	管鈍集会所	22		○	○	○			○	○	○			○	
	旧花天分校	18			○		○			○		○		○	

中学校区	避難場所	収容可能人員	☎番号	指定緊急避難場所 災害別区分 土砂	洪水	地震	高潮	津波	指定避難所 災害別区分 土砂	洪水	地震	高潮	津波	避難区分 一次	二次
久慈中（休校）	久慈集会所	20	74-0408		○	○	○	近隣の高台		○	○	○	近隣の高台	○	
	久慈小・中学校体育館	110	74-0003	○	○	○	○		○	○	○	○		○	
	久慈小・中学校グランド	976				○								○	
篠川中	古志集会所	22			○		○			○		○		○	
	篠川地区振興センター	36	74-0168		○		○			○		○		○	
	阿室釜林業研修館	10		○	○	○	○		○	○	○	○		○	
	篠川小・中学校体育館	94	74-0162		○	○	○			○	○	○		○	
	篠川小・中学校グランド	889				○								○	
押角中（休校）	押角集会所	16		○	○	○	○		○	○	○	○		○	
	勝能離島住民生活センター	23			○	○				○				○	
諸鈍中	諸数集会所	20			○	○		近隣の高台		○	○		近隣の高台	○	
	生間林業研修館	9		○	○	○	○		○	○	○	○		○	
	渡連集会所	21			○	○				○	○			○	
	安脚場集会所	11		○	○	○	○		○	○	○	○		○	
	徳浜離島住民生活センター	9			○	○	○			○	○	○		○	
	諸鈍離島住民生活センター	27			○	○				○	○			○	
	加計呂麻島展示･体験交流館	60	76-0670	○	○	○	○		○	○	○	○		○	
	諸鈍小・中学校体育館	144	76-0001	○	○	○	○		○	○	○	○		○	
	諸鈍小・中学校グランド	819				○								○	
秋徳中	野見山青少年研修センター	21			○	○	○	近隣の高台		○	○	○	近隣の高台	○	
	秋徳離島住民生活センター	30	76-0574		○	○				○	○			○	
	秋徳小中学校	120	72-1111	○		○	○		○		○	○		○	
	佐知克林業研修集会施設	11			○	○	○			○	○	○		○	
	秋徳小・中学校体育館	111	76-0612	○	○	○	○		○	○	○	○		○	
	秋徳小・中学校グランド	854				○								○	
伊子茂中	於斉高齢者コミュニティーセンター	31			○	○	○	近隣の高台		○	○	○	近隣の高台	○	
	加計呂麻園	146			○	○	○			○	○	○			○
	花富集会所	70			○					○				○	
	伊子茂小・中学校体育館	113	76-0018		○	○				○	○			○	
	伊子茂小・中学校グランド	1428				○								○	
池地中（休校）	請阿室集会所	32		○	○	○	○		○	○	○	○		○	
	池地集会所	21		○	○	○	○		○	○	○	○		○	
	池地小中学校体育館	117			○	○	○			○	○	○		○	
	池地小中学校グランド	819				○								○	
与路中	与路離島住民生活センター	27		○	○		○		○	○		○		○	
	与路小・中学校体育館	109	76-1503	○	○	○	○		○	○	○	○		○	
	与路小・中学校グランド	525				○								○	

中学校区	避難場所	収容可能人員	☎番号	指定緊急避難場所 災害別区分 土砂	洪水	地震	高潮	津波	指定避難所 災害別区分 土砂	洪水	地震	高潮	津波	避難区分 一次	二次
薩川中	瀬武集会所	24			○	○	○	近隣の高台		○	○	○	近隣の高台	○	
	木慈集会所	11			○	○	○			○	○	○		○	
	芝集会所	22		○	○	○	○		○	○	○	○		○	
	実久集会所	10			○	○	○			○	○	○		○	
	薩川集会所	22			○		○			○		○		○	
	阿多地集会所	10			○	○	○			○	○	○		○	
	薩川小学校講堂	43	75-0069		○	○				○	○			○	
	薩川小学校グランド	542				○					○			○	
	薩川中学校体育館	98	75-0066		○	○				○	○			○	
	薩川中学校グランド	1172				○					○			○	
俵中	武名離島住民生活センター	8			○	○	○	近隣の高台		○	○	○	近隣の高台	○	
	三浦集会所	10			○	○	○			○	○	○		○	
	知之浦集会所	12			○	○	○			○	○	○		○	
	俵コミュニティーセンター	30			○	○	○			○	○	○		○	
	瀬相集会所	21	75-0101	○	○				○	○				○	
	嘉入離島住民生活センター	12			○	○	○			○	○	○		○	
	須子茂集会所	11		○	○	○	○		○	○	○	○		○	
	俵中学校体育館	84	75-0032		○	○	○			○	○	○		○	
	俵中学校グランド	791				○					○			○	
	西阿室離島住民生活センター	24		○	○	○	○		○	○	○	○		○	
	西阿室小学校	120	75-0724	○	○	○	○		○	○	○	○		○	
	西阿室小学校体育館	68	75-0440	○	○	○	○		○	○	○	○		○	
	西阿室小学校グランド	350				○					○			○	

(3)避難所の開設(運営)は保健福祉課が行い、避難所を開設したときは、職員を滞在させ、避難者の保護等に当たる。

(4)避難所駐在職員は、避難状況及び避難所内の状況を記録し、適宜総務課長に報告する。

(5)災害救助法による避難所の開設及び避難所内の状況を記録し、適宜総務課長に報告する。

(6)町長が避難所を設置したときは、知事に直ちに次の事項を報告する。

ア　避難所開設の日時及び場所

イ　箇所数及び各避難所の収容人員

ウ　開設期間の見込み

(7)避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

(8)危険防止措置

避難場所の開設に当たって、町長は、避難場所の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

（９）避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、町において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

【住民】

豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

災害の種類	兆　　候
崖崩れ	（１）がけに亀裂ができる （２）がけから水が湧いてくる （３）小石がパラパラと落ちてくる
地滑り	（１）地下水の変化が前兆となることが多いため、池や沼の水が急に増えたり減ったりする。また、井戸水が濁ったりする （２）地面にひび割れができる （３）地面の一部が落ち込んだり、盛り上がったりする
土石流	（１）立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の硫下する音が聞こえる場合 （２）渓流の流水が急激に濁りだした場合や、流木が混ざりはじめた場合 （３）降雨が続いているにもかかわらず、渓流の水位が急激に低下し始めた場合（上流で崩壊が発生し、流れが堰き止められているおそれがあるため。）

第 11．学校・教育施設等における避難

児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が常に検討考慮した安全な方法により実施する。

１．避難の指示等の徹底

（１）教育長の避難の指示等は、町長等の指示により行うほか、安全性を考慮して、早期に実施する。

（２）教育長は、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難指示を行う。

（３）教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取らせる。

（４）校長は、教育長の指示のもとに、又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な場所に避難させる。

（５）児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。

（６）避難が比較的長期にわたると判断されるときは、避難指示の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。

（７）学校が町地域防災計画等に定める避難場所に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す

（８）児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずる。

２．避難場所の確保

教育長は、町地域防災計画で定めた、災害の種別、程度に応じた各学校ごとの避難場所を選定し、避難させる。

３．避難指示の伝達

学校・教育施設の管理者は、各々の防災計画等に定めた避難計画に従い、各種広報施設等を利用して、必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難措置を講ずる。

４．学校・教育施設等における避難誘導

（１）在校中での小中学校の児童生徒の避難誘導

ア　教育長のとった避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

イ　校長は、おおむね次の事項を考慮し、避難誘導が安全かつ迅速に行われるよう努める。

①　災害種別に応じた避難指示等の伝達方法

②　避難場所の指定

③　避難順位及び避難場所までの誘導責任者

④　児童生徒の携行品

⑤　余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ　危険な校舎、高層建物の校舎においては、特にあらかじめ非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるよう確認し、危険防止措置を図る。

エ　災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

オ　災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。

①　各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。

②　集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な端、堤防）の通行を避ける。

カ　児童生徒が家庭にある場合における臨時休校の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

第 12. 不特定多数の者が出入りする施設避難

１．避難体制の確立

施設管理者は、災害が発生した場合、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難を実施する。

特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関

等への通報連絡の確保や入所者等の安全な避難誘導等に十分配慮した避難誘導を実施する。

また、施設管理者は、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の対応を実施する。

２．緊急連絡体制等の確立

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え整備されている消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制をとる。

３．避難指示の伝達

不特定多数の者が出入りする施設、病院・社会福祉施設等の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画に従い、各種広報施設を利用して、必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難措置を講ずる。

４．病院・社会福祉施設等における避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により、避難誘導体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、入院患者、来診者、施設入所者等の避難誘導を実施する。

５．不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、避難誘導体制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。

特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や施設利用者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

第 13. 車両等の乗客の避難措置

（１）災害時の車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確に期する。

（２）天災その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、速やかに町長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

第７節　消防活動

火災が発生した場合、町・消防機関を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、町及び消防機関は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を実施する。

第１．町・住民による消防活動

１．消防組織・活動

火災は、発生時期及び時刻、気象条件、地域の人口密度、消防力の配備状況等により被害の様相が異なるため、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、町は、消防本部及び消防団の全機能を挙げて、消防活動を行う。

また、火災現場等において要救助者を発見した場合は、人命救助を最優先し、迅速かつ的確な救急・救助活動を行う。

（１）消防本部

消防本部の長は、消防署及び消防団を指揮し、火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防及び救急・救助活動を行う。

ア　火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する情報を収集し、町及び警察署と相互に連絡を行う。

- 延焼火災の状況
- 自主防災組織の活動状況
- 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況
- 要救助者の状況
- 医療機関の被災状況

イ　消防活動

- 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動
- 危険物の漏洩等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立ち入りを禁止し、避難誘導等の安全措置
- 人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先した消防活動
- 救護活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動

（２）消防団

町消防団は団長１名、副団長１名、分団長５名、副分団長５名、部長 10 名、班長 11 名、団員 81 名、実員１１３名で構成される。消防団は、火災が発生した場合、原則として消防本部の長の指揮下に入り、消防隊と協力して繋ぎの消防活動を行う。ただし、消防隊出動不能又は困難な地域では消防団長の指揮の下、消火活動を行う。

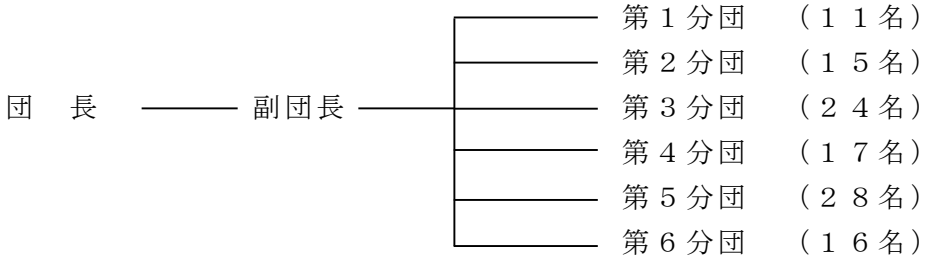

２．警　　防

（１）町長が火災警報を発表した時は、防災無線並びに広報車で町民に広報する。

（２）警報発表時の警防

ア　消防法第 22 条に規定する火災警報発表時の火災は一般火災と異なり大火となるおそれがあるので、火災に対する万全の処置を講ずる。

イ　危険区域の防御対策

火災防止上危険な区域を策定しこの危険区域における防火防御対策を講ずる。

ウ　特殊建物の防御対策

学校、病院、旅館、興行場等の特殊建築物は特に延焼拡大、人命の危険が大であるのでこれら特殊防御対策を講ずる。

エ　危険物防御対策

消防法に規定する危険物及び爆発物等、火災防御上の危険物を貯蔵し販売する場所に対してこれに対応する特殊対策を講ずる。

３．消防活動

（１）毎月１回（日曜日）	訓練招集	市街地各分団
（２）必要に応じ	幹部会	班長以上
（３）春秋の全国火災予防運動	火災防御訓練	分署･市街地各分団
（４）１２月～１月	年末年始の特別警戒	市街地各分団
（５）台風時の特別警戒		全団員
（６）危険物取締り防火対象物	定期	消防分署
（７）病院、スーパーマーケット等の多人数の出入りする場所の査察		消防分署
（８）救急搬送業務		消防分署

（９）その他あらゆる災害に出動する。

ア　消火活動

幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先に行う。

イ　避難誘導

高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保が出された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連携をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

ウ　救急・救助活動

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対する止血その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

【住民・自主防災組織、事業所】

住民、自主防災組織及び事業所等は、自ら生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

（１）住民

家庭用消火器、風呂のくみおきの水等で可能な限り初期消火活動を行う。

（２）自主防災組織

ア　消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。

イ　消防隊（消防本部、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

（３）事業所

ア　火災緊急措置

火気の消火及び危険物、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

イ　災害拡大防止措置

危険物等を取扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

・　周辺地域の居住者等に対し避難など必要な行動をとる上で必要な情報を提供する。

・　警察、最寄りの消防機関等に電話可能な手段により直ちに通報する。

・　立入禁止、避難誘導等必要な防災措置を講ずる。

第２．応援要請

１．応援要請の手続き

町長は、他の消防機関に対し応援を要請するときは、次の事項を明らかにして要請する。

（要請は電話で行い、後日文書を提出する。）

（１）火災の状況及び応援要請の理由

（２）応援消防隊の派遣を必要とする機関

（３）応援要請を行う消防隊の種 2-89 ﾚ・車両・資機材

（４）進入経路及び結集場所

２．応援隊の受入体制

応援消防隊の受入を図るため、町は、連絡班を設け受入体制を整えておく。

（１）応援消防隊の誘導方法

（２）応援消防隊の人員・車両・資機材、指揮者等の確認

（３）応援消防隊に対する食事、宿泊施設等の手配

３．鹿児島県消防・防災ヘリコプターに対する応援要請

火災が発生し、町長等が必要と判断した場合は、「鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定」基づき、鹿児島県防災航空センターに対してヘリコプターの緊急出動を要請する。

４．他県への応援要請

（１）火災が発生し、被災地の消防機関の消防力のみでは火災の防御が困難又は困難が予想される場合は、火災の態様、動向等を的確に判断し、他の消防機関に対して、消防応援協定に基づく応援要請を速やかに行う。

（２）大規模火災により大規模な被害が発生し、町長が知事に他県の消防機関に対し応援要請（消防組織法第２４条の３）を求めた場合、知事から消防庁長官に緊急消防援助隊の応援を要請し、その結果は直ちに町長に連絡される。

第８節　水防・土砂災害の防止対策

風水害時は、河川出水、高潮、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。

このため、町は、水防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施する。

第１．河川災害の防止対策

１．水防区域と水防警報を行う河川の現況

（１）注意報発表

洪水、高潮又は津波のおそれがある注意報が発表されたときは、次のとおり行動する。

本部は、名瀬測候所と連絡を密にし関係機関と必要な連絡をとり、本部長が必要を認めたとき、勤務時間外においても少なくとも２名以上の所属職員を待機させる。

（２）水防警報発令と出動警戒水防

ア　水防警報の段階と範囲

①　待機＝消防機関の職員及び消防団員等を水防に出動できるよう待機させる。

②　準備＝水防団及び消防機関の幹部の出動を行い、水防資材、機材等の

整備点検等をなし、水門等の開閉の準備を行う。

③　出動＝水防団員及び消防団等の水防活動のため出動を通知する。

④　解除＝水防活動の終了又はその必要がなくなったことを通知する。

２．出動

（１）出動準備

水防管理者は、次の場合、管下の水防団又は消防機関等に対し出動準備をさせる。

ア　出動準備を要する水防警報が発令されたとき。

イ　河川等の水位が、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。

（２）出動

水防管理者は次の場合直ちに水防団、又は消防機関をようしてあらかじめ定められた計画に従い出動させ警戒配備をとる。

ア　水防警報指定河川にあっては水防出動を要する警報事項の伝達を受けた場合。

イ　河川水位の上昇のおそれがあり、非常事態が予測されるとき。

ウ　堤防に異常を発見したとき。

エ　気象状況、風速等により高潮の危険が予知されるとき。

３．監視及び警戒

（１）常備監視

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は常時巡視員を設け、随時区域内の河川、海岸堤防等を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、当該河川、海岸、堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（２）非常警戒

水防管理者は、出動命令を発したときから水防区域の警戒を厳重にし、既住の被害箇所その他重要な箇所を中心として堤防を巡視し、特に次の状態に注意し異常を発見した場合は、直ちに水防作業を開始するとともに、関係機関へ連絡する。

ア　裏法の漏入によるひび及び欠け崩れ。

イ　堤防の濫水状況。

ウ　天端のひび又は沈下。

エ　表法のひび又は欠け崩れ。

オ　樋門の両袖又は底部よりの漏水。

カ　橋梁その他の工作物と堤防との取付部分の異常。

（３）警戒区域の設定

ア　水防緊急の必要がある場合は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命じ、あるいはその区域内の居住者又は水防現場に居る者をして水防に従事させることができる。

イ　水防管理者は水防のため、必要があると認めるときは、警察署長に対し警察官の出動を求めることが出来る。

４．非常事態の発生と水防作業

（１）非常事態の発生

堤防等が決壊し又はこれに準ずる事態が発生した場合は、その区域の水防管理者は直ちにその旨を瀬戸内事務所長、及び氾濫のおそれがある方向の隣接区域の水防管理者並びに、その他水防に関係のある機関に通報しなければならない。

（２）応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は他の機関団体長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた者は、できるかぎりその求めに応じなければならない。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所管の下に行動する。

（３）自衛隊の災害派遣要請

自衛隊法第８３条により災害に際し、知事、町の要請により、あるいは緊急の場合は、自衛隊独自の判断により出動するものとする。

（４）警察官の出動

水防管理者は、水防上必要があると認めるときは、瀬戸内警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。

（５）水防作業

洪水に際して堤防に異常の起こる時期は、水位の上昇と滞水時間によることはもちろんであるが、法崩れ、陥没等は通常減水時に起こる場合が多く、水位が７～８割程度に減水したときが最も危険であるから、洪水の最高水位を下っても直ちに警戒を解いてはならない。

作業を選ぶに当たっては、堤防の組織材料、流速、方面護岸の状態等を考慮して、最も有効で、しかも使用材料がその付近で得やすい工法を施工することが必要である。

工法はその選定を誤らなければ、一種類の工法を施工するだけで成果を上げ得る場合が多いが、時には数種の工法を併施してはじめて、その目的を達成することがあるから、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を逐次施工し、極力水害の防新努めなければならない。

（６）避難のための立ち退き

洪水高潮又は津波の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第２２条の規定に基づき本部長から命令を受けた職員は、必要と認める区域の居住者に対して、ラジオ、信号、その他の方法により立ち退き又はその準備を指示する。瀬戸内警察署長とあらかじめ立ち退き先経路等について協議し、速やかに本部にその旨を報告しなければならない。

５．水防解除

警戒の必要がなくなったとき、又は高潮のおそれがなくなったときは、管理区域の水防活動体制を解除し､一般住民に周知させるとともに関係機関に連絡する。

６．水防報告と記録

（１）水防報告

水防が終結したときは、速やかに次の事項をとりまとめ、関係機関に連絡しなければならない。

ア　天候の状況
イ　出水の状況
ウ　水防団員又は消防機関に属する者の出動時刻及び人員
エ　水防その他施設等の異常の有無
オ　水防作業の状況
カ　使用資材の種類及び人員数並びに消耗量及び回収量
キ　水防法第 21 条の規定による公用負担の種類及び数量
ク　応援の状況
ケ　一般住民の出動状況
コ　警察の援助状況
サ　現地指導員の職氏名
シ　避難のための立ち退き状況
ス　水防関係者の死傷
セ　今後の水防上考慮すべき点、その他水防管理者の所見

（２）水防作業員が出動したときは、水防管理者は次の水防記録を作成し保管しなければならない

ア　出動準備
イ　出動水防作業員数
ウ　堤防その他の施設等の種類、延長及びこれに対する処置工法とその効果
エ　使用資材及び数量
オ　破損した器具、資材名及び数量
カ　警戒中の水位
キ　水防法第 17 条の規定により従事させた者の住所氏名及びその理由
ク　収用又は購入の器具資材名、その数量及びその事由並びにその理由
ケ　土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者並びにその理由
コ　水防作業中に負傷し、疾病となり又は死亡した者の氏名及びその手当状況
サ　避難のための立ち退きを指示した理由
シ　支出費帳簿
ス　その他記録を必要とする理由

７．応急工法の選定

応急工法の迅速かつ有効な実施は、応急工事法の採用適否が最も重要であるので、次の工法の選定に当たっては、被災場所、被災状況に応じて作業が簡易で効果的な、しかも使用資機材の入手が容易な工法を検討し採用する。

（１）越水

・　積み土俵工
・　じゃかご積み工
・　裏むしろ張り工
・　せき板工
・　連結水のう

（２）漏水

ア　川表

・　詰め土俵工
・　むしろ張り工
・　継ぎむしろ張り工
・　畳張り工

イ　川裏

・　かま段工
・　水マット式かま段工
・　鉄板式かま段工
・　月の輪工
・　水マット月の輪工
・　導水むしろ張り工
・　たる伏せ工

（３）決壊

・　むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、畳張り工
・　水流し工
・　立てかご工
・　すて土俵工
・　すて石工
・　竹網流し工
・　枠入れ工
・　築きまわし工
・　びょうぶ返し工

（４）亀裂崩壊

ア　天端～川裏法面

・　折り返し工
・　打ち継ぎ工
・　控え取り工

イ　川裏法面

・　継ぎ縫い工
・　ネット張り亀裂防止工

ウ　川裏

・　五徳縫い工
・　竹刺し工
・　力杭打ち工
・　かご止め工
・　立てかご工
・　杭打ち積み土俵工
・　土俵羽口工
・　つなぎ打ち工
・　さくかき詰め土俵工

第２．土砂災害の防止対策

１．土砂災害防止体制の確立

砂防・治山事業の所管各課は、気象警報等の発表とともに土砂災害防止体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

２．危険箇所周辺の警戒監視・通報

町は、急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流等における土石流、地滑り等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候があると認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

３．土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

（１）土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続き崖崩れや土石流、地滑り等が懸念される場合は、各々の施設所管各課、町において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

また、土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置しがたく、採択基準に合致するものは、災害関連緊急砂防等事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。

（２）警戒避難体制の確立

町は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ関係地域住民の避難措置を実施する。

（３）専門家の派遣による支援

町は必要に応じ、警戒・監視活動のために、斜面災害危険判定の専門家の派遣等を県に要請する。

第９節　行方不明者の捜索及び死体の処理等

災害時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者のすべて）が多数発生することが予想され、それらの捜索、救助等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な行方不明者の捜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、死体の埋葬等を適切に行う。

第１．行方不明者の捜索

１．実施責任者

災害時における行方不明者の捜索は、町長が古仁屋海上保安署及び瀬戸内警察署と各々の立場で実施するが、互いに協力して行うものとし、死体の収容、処理、埋葬等の処置は町長が行うものとする。

行方不明者の捜索は、総務課が担当し、死体の収容は町民生活課を担当課とする。

なお、知事が権限を委任した場合又は緊急を要し、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は知事の補助機関として行う。

町長は、緊急実施事項については、直ちにその状況を知事に報告し、その後の処置については、知事の指揮を受ける。

２．行方不明者の通報

町長及び瀬戸内警察署は、災害時の行方不明者の捜索が海上に及ぶ場合には、古仁屋海上保安署に対し捜索を依頼する。

なお、この場合、行方不明者の人員数、性別、特徴、行方不明者となった年月日等を併せて通報する。

行方不明者が他の機関により発見された場合も同様とする。

（１）行方不明者の人員数

（２）性別、特徴
（３）行方不明となった年月日、時刻
（４）行方不明となっていると思われる地域
（５）その他行方不明の状況

３．行方不明者捜索隊の編成

町捜索隊の編成は、災害の規模、捜索対象者数、捜索範囲その他状況に応じ、町消防団、及び民間協力者をもって次のとおり編成する。

（１）第１種捜索隊
地元消防分団及び地区の協力者にて捜索する。
（２）第２種捜索隊
隣接の消防分団及び地区の協力者にて捜索する。
（３）第３種捜索隊
瀬戸内町消防分団全員及び町全協力者にて捜索する。

４．捜索の方法

（１）捜索の範囲が広い場合
ア　捜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。
イ　捜索部隊にそれぞれ責任区域を持たせる。
ウ　各地区では、合理的、経験的に行方不明の所在の重点を定め、重点的に行う。
（２）捜索範囲が比較的狭い場合
ア　災害前における当該地域、場所、建物など正確な位置を確認する。
イ　災害後における地形、建物などの移動変更等の状況を検討する。
ウ　被災時刻などから捜索対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し、捜索の重点を定め、効果的な捜索に努める。
（３）捜索場所が河川、湖沼の場合
ア　平素の水流、湖沼の実情をよく調査する。
イ　災害時にはどのような状況になるのかをよく確認する。
ウ　合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、捜索を推進する。
（４）広報活動
捜索をより効果的に行うため、捜索地域内はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう、各種広報を活発に行う。
（５）装備資材
捜索に使用する車両、船艇その他の装備資材は、有効適切な活用に努めるとともに、警察、町で所有する車両・船艇が不足するときは、関係機関に対し協力を依頼する。

５．行方不明者発見後の処理

（１）古仁屋海上保安署が海上において行方不明者、又は救護を要する者を救助したときは、速やかに町長に引き渡すものとする。
（２）警察、町長が捜索に際し、負傷者、病人その他応急救護を必要とする者を発見したとき、又は、古仁屋海上保安署より救護を要する者の引き渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容する。

（３）死体の取扱要領

ア　古仁屋海上保安署が海上において死体を収容した場合は、検視を行い、明らかに災害による死亡と認められる場合は、直ちに町長に引き渡すものとする。

イ　県警察捜索隊が死体を発見したときは、刑事訴訟、検視規則、死体取扱規則等の定めるところにより処置し、処置後は遺族等の引取人又は町長に引き渡すものとする。

ウ　町捜索隊が死体を発見したときは、その死体が犯罪に関係すると思われる場合は、瀬戸内警察署に通報し、明らかに災害による死亡と認められるものは第２の１の（１）により処置する。

（４）捜索に対しては、負傷者の救護、死体の検案等が円滑に行われるよう、医療機関との緊密な連絡を保持する。

第２．死体の収容、処理、埋葬

１．死体の収容

町長は、警察官から死体の引渡しを受けたときは、又は町捜索隊が自ら犯罪に関係しない死体を発見したときは、収容器具により直ちに予定された寺院、火葬場待合所に収容するものとする。

２．死体の処理

（１）死体の状態が比較的正常であり、かつ引き取り人である遺族等の申し出があった場合は、直ちに遺族等に引き渡す。

（２）死体の識別が困難なとき、感染症予防上又は災害で遺族等が混乱しているときは、必要に応じ死体の洗浄、縫合、消毒等を実施する。

（３）死亡の確認及び死因究明のため検案を行う必要があるが、死体の検案は、原則として救護班により行う。ただし、死体が多数のとき、又は救護班が他の業務で多忙なときは、一般開業医により行う。

（４）死体の識別、身元の究明等に長日時を要するとき、又は死体多数で埋葬に長日時を要する場合は、死体を一時保存する必要があるので、死体収容所に、一時保存する。

３．死体の埋葬等

（１）身元の判明しない死体又は死体の引取人である遺族等が判明していても、災害時の混乱で死体を引き取ることができないもの、並びに災害時の混乱の際死亡したもので各種事情により埋葬ができないものに対して埋葬を行う。

（２）埋葬は、一時的混乱期であるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により仮葬又は土葬等の方法により行うが、身元不明あるいは災害時の死亡等でもあり火葬することが望ましい。

火葬場名	所在地	一日処理能力	使用燃料	電話
瀬戸内町営火葬場	瀬戸内町芦瀬 1337	２基 10	灯油	72－2687

埋葬予定地	所在地	面積	備考
瀬戸内町共同墓地	瀬戸内町瀬久井原	8,017 ㎡	

（３）身元不明者の処置

身元不明の死体については、埋葬前に身元の判明に必要なすべての資料を保存するようにし、各種広報、照会、その他の身元判明の措置を講ずる。

第 10 節　食糧の供給

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により食糧の確保が困難な状況となり、一部ではその状態が長期化するおそれがある。このため、迅速に食糧を調達し、被災者に供給する。

発災直後の短期的な調達は町内においての確保を優先とするが、困難な場合や中長期的な確保については近隣自治体及び県と協議の上、調達する。

第１．食糧の調達

１．実施責任者

災害時における被災者及び災害応急対策委員に対する食糧の調達供給は町長が行い（災害救助法適用時における知事から委任された場合を含む）、実施担当班は救助班とする。

２．主食（米）の調達

（１）通常の場合の調達

ア　町長は、災害時に次の給食を実施しようとするときは、知事（農政部農産園芸課）に対し主食（米）の応急配給申請を行い配給を受ける。

①　被災者に対し炊き出しにより給食を行う必要がある場合。

②　被災により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合。

③　災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事するものに対して給食を行う必要がある場合。

イ　応急供給申請は原則として文書によるが、緊急の場合は電話で行う。

ウ　応急供給申請に当たっては、必要数量とこれの基礎となる被災者数、災害応急対策員数等所要事項を連絡する。なお、必要数量の算定に当たっては、次の一人当たり供給数量を目安とする。

・　アの①の場合１食当たりの精米２００ｇ範囲内
・　アの②の場合１日当たりの精米４００ｇ範囲内
・　アの③の場合１食当たりの精米３００ｇ範囲内
・　乾パン　１食当たり１包（１００ｇ入れ）

・　調整粉乳　乳児１日当たり２００ｇ以内

エ　調達要請

①　販売業者の手持米を調達する場合

町長は、県に所要数量を報告し、県の指定する販売業者から現金で米穀を買い取り調達する。

②　政府保管米を調達する場合

災害救助法で適用されて、災害の状況により前記①の方法で調達不可能な場合は、知事（農政部農産園芸課）と協議の上、町長に政府保管米を直接売却するよう措置する。

（２）緊急の場合の調達

町長は、通信交通等の途絶により知事に主食（米）の応急供給申請が出来ない場合は、倉庫責任者である出張所長又は農政部農産園芸課に対して供給を依頼する。

３．主食（米）調達（連絡）場所、数量等

（１）知事及び食料事務所の連絡場所

連絡場所	所在地	電話	備考
鹿児島県農政部農産園芸課	鹿児島市鴨池新町 10-1	099-286-3195	県庁

（２）主食（米）の調達場所

販売業者	所在地	電話	備考
有村商事（株） 古仁屋営業所	松江	72-1315	
あまみ農業協同組合	〃	72-1141	
扇　屋	〃	72-0016	
森永商店	松江	72-0209	
アイショップ瀬戸内店	船津	72-0765	
阿部商店	阿木名	72-0469	
西岡商店	〃	72-0603	
盛岡商店	網野子	78-0018	
時田商店	節子	78-0055	
里　商店	勝浦	72-1218	
沖島商店	嘉鉄	72-1086	
勇　商店	蘇刈	72-1595	
栄　商店	阿鉄	72-2199	
米山商店	阿室釜	74-0269	
吉見商店	篠川	74-0402	
池山商店	古志	74-0022	
治山商店	古志	74-0104	

永井商店	久慈	74-0008	
礎浦商店	花天	77-0165	
赤崎商店	西古見	77-0325	
森　商店	実久	75-0322	
芝田商店	芝	75-0223	
豊島商店	芝	75-0031	
芝田商店	薩川	75-0029	
栄　商店	瀬武	75-0170	
山下商店	俵	75-0128	
茂岡商店	西阿室	75-0265	
前田商店	嘉入	75-0263	
川合商店	押角	76-0532	
備　商店	生間	76-0759	
林　商店	諸鈍	76-0256	
伊藤商店	於斎	76-0747	
徳田商店	秋徳	76-0752	
喜入商店	与路	76-1361	
農協諸鈍支所	諸鈍	76-0566	
農協請阿室支所	請阿室	76-1055	

（３）他の主食（パンその他）及び副食、調味料等の調達

商店名	所在地	電話	備考
扇　屋	瀬戸内町古仁屋大湊	72-0016	
A コープ瀬戸内店	〃	72-1143	
定岡商店	〃	72-0407	
吉谷商店	瀬戸内町古仁屋春日	72-0073	
みのる商店	〃	72-0131	
森永商店	瀬戸内町古仁屋松江	72-0209	
染川商店	〃	72-0457	
登商店	瀬戸内町古仁屋高丘	72-0719	
真田商店	〃	72-3020	
アイショップ瀬戸内店	瀬戸内町古仁屋船津	72-0765	
栄田商店	〃	72-0240	
徳永ストアー	瀬戸内町古仁屋瀬久井	72-2033	
新田商店	〃	72-0386	

第２．食糧の供給

１．炊き出し及び食糧の供給

（１）炊き出し及び食糧の給与

炊き出し及び食料の給与対象者

ア　炊き出し対象者

- 避難所に収容される者
- 住家の全半壊、流出、床上浸水等のため炊事の出来ない者
- 災害救助従事者
- 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客、汽船の旅客等でその必要のある者

イ　炊き出し方法

- 炊き出しは給食センターにおいて必要に応じ婦人会、日赤奉仕団等の協力を得て行うものとする。
- 炊き出しの材料（米・副食等）の確保は、第１の３より行うものとする。
- 炊き出しに必要な施設及び器材は、学校給食室、公民館施設等を利用するものとする。

ウ　食料品給与対象者

被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者

２．食糧供給の手段・方法

（１）被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し等給食又は食糧の供給は、給食センターにおいて必要に応じて婦人会、日赤奉仕団等の協力を得て行う。

（２）米殻の供給機能が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、県の指定を受けて被害を受けない住民に対しても米穀・乾パン及び麦製品等の供給を行う。

（３）米穀（米販を含む)、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、みそ、しょうゆ及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する

なお、乳児に対する供給は、原則として調整粉乳とする。

（４）町が多大な被害を受けたことにより、町において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、県に炊き出し等について協力を要請する。

（５）炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

３．炊き出し等の費用及び期間

炊き出し及び食料品の給与のための費用及び期間は、災害救助法の基準に準じ災害の規模等を参考にその都度定める。

４．災害救助法による炊き出しの基準

炊き出し、その他による食品の給与は、次のとおりである。

（１）炊き出し、その他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家が全壊、流出、半壊、半焼、床上浸水等のため炊事の出来ない者、旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者、汽船の旅客等でその必要がある者、及び被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行う。

（２）炊き出し、その他による食品の給与を実施するため、支出する費用は、主食費、副食費及び燃料費とし、一人一日 1,040 円以内とする。

（３）炊き出し、その他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から原則として７日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に３日分以内を現物により支給する。

第３．食糧の輸送

１．町及び県による輸送

（１）県が調達した食料の町集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、町に供給する食料については町長に引取を指示することができる。

（２）町が調達した食料の町集積地までの輸送、及び町内における食料の移動は町長が行う。

２．食料集積地の指定及び管理

（１）災害が発生した場合において、知事が必要と認めたときは広域の集積拠点を設け、県で調達した食料の集配中継地とする。

（２）町は、町集積地を活用し、調達した食料の集配拠点とする。

（３）食料の集積を行う場合は、管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を図る。

第 11 節　給水計画

災害時には、ライフラインが被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

第１．給水の実施

（１）町は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

ア　被災者や避難所の状況

イ　医療機関、社会福祉施設等の状況

ウ　通水状況

エ　飲料水の汚染状況

（２）給水施設の被災状況を把握し、最も適当な給水方法により給水活動を実施する。なお、給水する水の水質確認については、県（保健所）に協力を求め

る。

（３）給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線等を用いて、きめ細かく住民に広報する。

（４）医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。

（５）自力で給水を受けることが困難な災害時要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

（６）被災地における最低給水量は、一人一日 20㍑を目安とするが状況に応じ給水量を増減する。（被災直後は、生命維持の１人１日３㍑等）

（７）激甚災害等のため本町だけで実施困難な場合には、県、近隣市町村及び関係機関へ応援要請をする。

第２．給水の方法

１．給水の方法

給水方法	内　　容
給水場等での拠点給水	水質検査、ろ水器による浄水の上、住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。
耐震性貯水槽での拠点給水	耐震性貯水槽等が整備されている場合は、仮設消火栓を設置し有効利用を図る。
給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	（１）避難所等への応急給水は、原則として町が消防機関の協力を得て水槽車、その他の方法により実施するが実施困難な場合は、応援要請等により行う。 （２）医療機関、福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水	（１）配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 （２）復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。
水の缶詰、ペットボトル等による応急給水	水の缶詰、ペットボトル等は、製造業者等に提供を要請依頼し、必要に応じて配給する。

２．給水の費用及び期間

（１）飲料水の供給を実施する費用は、当該地域における通常の実費とする。

（２）飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から７日以内とするが、災害の程度によりその都度定めるものとする。

３．災害救助法による基準

（１）「飲料水の供給」は、災害のため飲料水を得ることの出来ない者に対して行う。（一人当たり給水量１日３㍑）。

（２）「飲料水の供給」を実施するため支出できる費用は、ろ水器その他給水に必要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費、並びに浄水用の薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

（３）「飲料水の供給」が実施できる期間は、災害発生の日から原則として７日以内とする。

第 12 節　生活必需品の給与

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を損失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬季においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。このため、迅速に生活必需品を調達し被災者に給与する。

第１．生活必需品の調達

１．備蓄物資の調達

被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品等物資の供給は、町長が行う。ただし、災害救助法の発動又は県で定める法外援助支給基準に達する災害を受けた場合の物資の確保及び提供は、知事が行う。

なお、知事が町長に権限を委任した場合は、町長が行うものとして、その処置については直ちに状況を知事に報告する。

（１）町長は、被災者の物資を給与するため必需品をおおむね次の業者等から調達する。

ア　衣料寝具類

調達先	所在地	電話	備考
古山衣料	大湊	72-0339	
よしおか呉服店	春日	72-0129	

イ　鍋、釜、日用品類

調達先	所在地	電話	備考
政岡建材店	大湊	72-0325	

【県】

（１）備蓄場所

鹿児島県姶良市平松 6252 番

鹿児島県防災研修センター　　（電話 0995-64-5251）

（２）備蓄内容

災害救助法による物資

品　　名	数　　量
毛布	1,600 枚
タオル	16,000 枚
大人用オムツ	2,000 枚
防災キット	8,000　セット （大島支庁：600 セット） （大島支庁瀬戸内事務所 ：150 セット）

※ 防災キット：保存食、飲料水、携帯トイレ、非常用保温具等を詰め合わせたもの

２．流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、町は、スーパー、生活協同組合、コンビニエンスストア等流通業者等の流通在庫から生活必需品を調達する。

（１）主な調達品目

大品目	小品目
寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布及び布団等
外衣	洋服、作業着、子供服等（布地給与しない）
肌着	シャツ、パンツ等
身の回り品	タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等
食器	茶碗、皿、箸等
日用品	石鹸、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
高熱材料	マッチ、ろうそく、プロパンガス等

第２．生活必需品の給与

１．生活必需品の給与

（１）町は、次の情報を収集し、被災者に対する給与の必要品目及び必要量の判断をする。

ア　被災者や避難所の状況

イ　医療機関、社会福祉施設の被災状況

（２）被服・寝具その他生活必需物資を備蓄物資、又は流通在庫から調達確保し給与を実施する。

（３）自力で生活必需品を受けることが困難な災害時要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

（４）激甚災害等のため本町だけで実施困難の場合には、県、近隣市町村及び関係機関への応援を要請する。

（５）供与又は貸与の対象者は、住家の全半壊（焼）、流出、床上浸水により生活上必要な家財を喪失又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難なものとする。

（６）給与又は貸与の方法

ア　町において世帯別の被害状況を把握し、物資の購入及び配分計画表を作成し、調達要請する。

イ　物資の給与は、物資支給責任者を定めて地区集会所長等の協力を得て実施する。

２．義援物資、金品の保管及び配分

（１）町に送付されてきた義援物資類の保管は、町において保管場所（倉庫等）を定めて保管し、金品については、収入役室において保管する。

（２）物資、金品の配分については災害の程度、義援物資の数量等により、その都度検討し配分計画をたてて配分する。

３．災害救助法による物資の給与又は貸与

災害救助法が適用された場合の物資類の給与又は貸与は、県の災害救助法施行細則の定めるところによる。

（１）被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全半壊（焼）、流出、床上浸水により生活上必要な家財を喪失又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

（２）被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物をもって行う。

ア　被服、寝具及び身の周りの品

イ　日用品

ウ　炊事用具及び食器

エ　高熱材料

（３）被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与を実施する期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

第 3. 小災害り災者に対する援護措置（法外援護）

１．目的・沿革

本県では、災害（自然災害、火災）が発生し、その被害の程度が災害救助法のを適用するに至らない小災害によるり災者に対し、昭和 44 年 8 月から、法外援護として、寝具その他生活必需品等を支給することとしている。なお、適用基準は次のとおりである。

人口	全　焼（世帯）		全壊・流出（世帯）		（注）
	町　村	市	町　村	市	
5,000 人未満	5	15	10	25	①　半壊・半焼 1/2、床上浸水 1/3 としてそれぞれ換算する。 ②　人口は国勢調査人口による。
5,000 人以上 100,000 人未満	10		20		
100,000 人以上		20		30	

＊知事が特に認めた場合は、この限りではない。

２．事業費の基準額

法外援護の支給基準（下表金額の範囲内とする。）

区　分	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人以上１人を増すごとに加算する額
全焼 全壊・流出	14,300 円	18,400 円	27,000 円	32,400 円	41,000 円	6,000 円
半焼・半壊 床上浸水	4,700 円	6,300 円	9,400 円	11,400 円	14,400 円	2,000 円

第４．生活必需品の輸送

１．町及び県による輸送

（１）県が調達した生活必需品の町集積地までの輸送は、原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、町に供給する生活必需品について、町長に引取を指示することができる。

（２）町が調達した生活必需品の町集積地までの輸送及び町内における生活必需品の移動は、町長が行う。

２．輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、船舶やヘリコプター、ドローン等を利用する。

【県】

交通途絶等により、緊急の用に間に合わない恐れのある場合は、知事は自衛隊法第 83 条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの輸送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

第 13 節　住宅の供給確保

災害時には、住宅の浸水・全焼又は、洪水による流出等が多数発生することが予想され、住居を損失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急処理をするために必要な資材等の確保が急務である。このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

第１．住宅の確保・修理

１．応急仮設住宅の建設

（１）実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、町長が行う。（災害救助法適用時における知事から委任された場合も含む）応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の計画実施は住宅施設班を担当班とし、入居は救護班で行う。

（２）建設計画

ア　応急仮設住宅の構造及び規模

災害救助法適用に際し設置する応急仮設住宅の１戸当たりの規模は 29.7 ㎡を基準とし、その構造は木造住宅及び組立式住宅とする。

イ　資材の調達等

概ね次の関係者より調達する。

なお、関係者からの調達が不能な場合は知事（県社会課）に対し、県備蓄資材の調達斡旋を要請し資材の確保を図る。

調　達　先	所　在　地	電　話　番　号
（有）山　畑　木　材	瀬戸内町　松江	72-0326
ワ　タ　ナ　ベ（資）	瀬戸内町　船津	72-0206

ウ　建設場所

応急仮設住宅の建設地は、原則として町有地とするが、被災者の生業その他の関係でやむを得ない場合は、適当な地を貸与するか、又は旧被災住宅地とする。

（３）応急仮設住宅の建設方法

応急仮設住宅の建設方法は外注とし、原則として請負業者持ちとするが、災害状況により、請負業者による調達が不可能な場合は資材の支給又は資材の斡旋調達を行う。

建築業者名簿

照合又は名称	代表者氏名	所在地	電話	備考
平島建設	平島　隆治	春日１４－８	72-0893	
竹山商建	竹山　重次	古仁屋９０７－３	72-1282	
治野建設	山田　治野	花富１４６	75-0756	
安田工業	安田　光義	古仁屋１５－２０	72-2775	

（４）入居者の選定

ア　入居資格

次の各号のすべてに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。ただし、使用申し込みは１世帯１箇所限りとする。

①　住家が全焼、全壊又は流出した者

②　居住する住家がない者

③　自ら住家を確保できない者

イ　入居者の募集・選定

①　入居者の募集計画は被災状況に応じて県が策定し、町に住宅を割り当てる。割当に際しては、原則として町の行政区域内の住宅を割り当てるが、必要戸数の確保が困難な場合に　は、隣接の町相互間で融通し合う。

町が住宅の割当を受けた場合は、被災者に対し募集を行う。

②　入居者の選定は、高齢者・障害者・ひとり親世帯等の優先を原則として、生活条件等を考慮して町が行う。

（５）応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は町が行う。

供与できる期間は、竣工の日から２年以内とする。

２．住宅の応急修理

（１）応急修理計画

ア　資材の調達等

①　応急仮設住宅の建設及び応急修理に必要な建築資材の調達は、おおむね１の（２）の関係業者から調達する。

なお、関係業者からの調達が不能な場合は、知事（県社会福祉課）に対し調達斡旋を要請し資材の確保を図る。

②　労務資材に関する関係者との協定は、知事又は知事が権限を委任した町長が地域的に災害に応じて締結する。

（２）応急修理方法

応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分を対象とし、応急仮設住宅の建設方法に準じて修理を行う。

第 14 節　救助・救急

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救助・救急事象が発生することが予想される。このため、迅速かつ的確な援助・救急活動を実施する。

第１．救助・救急活動

１．救助・救急活動

（１）活動の原則

救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。

（２）出動の原則

救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

ア　延焼火災が多発し、多数の援助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。

イ　延焼火災は少ないが、多数の援助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。

ウ　同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

エ　傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

２．救急搬送

（１）傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。なお、搬送に際しては、消防本部、医療救護班等の車両のほか、必要に応じ県消防・防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターにより行う。

（２）救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連携を密にし、効率的な活動を行う。

３．傷病者多数発生時の活動

災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

【警察機関】

（１）救出地域の範囲や規模に応じ、県警救助隊、警察署救助隊を編成し救出する。

（２）救出活動は、生き埋め等の多発地帯及び病院、学校、興業場等多人数の集

合する場所等を重点的に行う。

（３）救助した負傷者は、応急処置を施したのち、医療救護班に引き継ぐか、車両、県警ヘリコプター、船艇等を利用して速やかに医療機関に収容する。

（４）搬送する重症者が多数で、消防本部、医療救護等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

第 15 節　緊急医療救護

災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、救護班により緊急医療を実施し、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

第１．緊急医療の実施

１．救護班の出動要請

（１）実施責任者

災害のための医療及び助産の途を失った者に対する医療及び助産は、関係機関の協力を得て町長が行う。（災害救助法適用時における知事から委任された場合を含む。）医療、助産の担当班は救護班及び救助班とする。

（２）町長による出動要請

町長は、必要に応じて町内の医療機関に対して救護班の出動を要請し、又は県に対し国公立・公的医療機関、県医師会長等にそれぞれの救護班の出動を要請する。

（３）救護班の編成と所在地

ア　町の救護班の編成

町救護班は、関係医療機関により編成する。

イ　県の救護班の構成

救護班の構成はおおむね次の通りとする。

班　　名	施　設　名	所　在　地	電　　話
第　１　班	県立大島病院	真名津町１８－１	0997-52-3611
第　２　班	名瀬保健所	柳町２－１	0997-52-5411

（４）救護所の設置

救護所は、災害発生の地区を管轄する保健所ごとに設置し、必要があれば国公立医療機関、公的医療機関及び関係医師会等の協力を求める。

また、傷病者が多数発生した場合は、災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を図る。

（５）町内医療機関一覧

施設名	診療科目	病床数	医師	看護師	所在地	電話
南大島診療所	内・外		1	8	阿木名	72-0107
加計呂麻徳州会診療所	内・外				瀬相	75-0116
瀬戸内徳州会病院	内・外	60	5	38	芦瀬	73-1111

へき地診療所	内・外		3	7	瀬久井	72-3211
いづはら医院	内・外	19	1	20	大湊	72-3307
大島保養院	内・外	212	4	61	阿木名	72-0376

第２．医薬品・医療用資機材等の調達

１．備蓄医薬品・医療用資機材等の要請

町は医療助産活動に必要な医薬品・医療用資機材等を県に要請し、救護所へ緊急輸送する。

【県】

医薬品・医療用資機材等の備蓄状況

（１）備蓄場所県内６箇所の病院

鹿児島市立病院、県立薩南病院、済生会川内病院、県立北薩病院、県民健康プラザ鹿屋医療センター、県立大島病院

（２）備蓄内容

９セット（9,000 人分）の医薬品等

（鹿児島市立病院４セット、その他の病院各１セットを設置）

（３）緊急医薬品等医療セット概要　１セット（1,000 人分）の内容

緊急医薬品等医療セット	品　　名　　等	品目数
診察・外科的治療用具	聴診器、血圧計、注射器、心電計　ほか	５９
蘇生・気管挿管用具	蘇生器、喉頭鏡、酸素用吸引機　ほか	４３
医薬品関係	抗生物質、局所麻酔薬、外用薬　ほか	７４
衛生材料関係用具	包帯、ガーゼ、絆創膏、脱脂綿　ほか	２８
事務用品	患者表、患者カルテ、救護日誌　ほか	２９
保管用 ジュラルミンケース	１セット　（大９　小１）	
合　　計		２３３

（４）医療助産実施に必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、救護班の要請に基づき救助班において調達する。

町内における調達先は、おおむね次の通りとするが調達不能な場合は、名瀬保健所、又は県薬務課に調達斡旋の要請を行うものとする。

調　　達　　先	所　在　地	電　　話	備　　考
福井薬店	古仁屋春日３－１１	72-0114	
古仁屋調剤薬局	古仁屋大湊６	72-3177	
マリン薬局	古仁屋瀬久井西１７－７	73-7080	
ﾏﾂﾓﾄｷﾖｼ（瀬戸内店）	古仁屋１５－１	73-7117	

第 16 節　保健衛生・防疫対策

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等により、多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、防疫、食品衛生、環境衛生に関し、適切な処置を行う。

第１．実施責任者

町長は、知事の指示に従って防疫上必要な措置を行う。防疫、清掃の担当班は衛生総務班とし、作業員が不足する場合は臨時に雇用するものとする。

第２．防疫業務

<table>
<tr><th>防疫業務</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>（１）消毒</td><td>知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施する。
使用薬剤の基準は、おおむね次表の通りである。
<table>
<tr><th rowspan="2">災害の程度</th><th colspan="2">薬品名</th></tr>
<tr><th>塩化ベンザルコニウム
（屋　　内）</th><th>塩化ベンザルコニウム
若しくはクレゾール
（床下、便槽の周辺）</th></tr>
<tr><td>床上浸水
（半壊,全壊,流出を含む）</td><td>1/1000 希釈</td><td>1/1000 希釈</td></tr>
<tr><td>床下浸水</td><td>1/1000 希釈</td><td>1/1000 希釈</td></tr>
</table>
（注）特に床上浸水地域に関しては、被災の直後に防疫班等を組織して、各戸ベンザルコニウム及びクレゾールを散布して、床、壁の拭浄、手洗設備の設置、便所の消毒及び食中毒等の指導を行う。</td></tr>
<tr><td>（２）ネズミ、昆虫等の駆除</td><td>知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、ネズミ族、昆虫類等の駆除を実施する。
なお、指定地域全体を通じて必要とする薬剤の種類は、実情に応じて適宜選択し、被災家屋と無差別に実施することがないよう配慮する。</td></tr>
<tr><td>（３）患者等に対する処置</td><td>伝染病患者の隔離収容被災地で、伝染病患者又は病原体保有者を発見したときは、近くの適当な場所に臨時の隔離収容施設を設けて収容する。
又やむを得ない事情によって、隔離施設の収容が困難な病原保有者に対しては、自宅隔離とするが、この場合、伝染病予防法施行規則第 11 条を厳守させ、特にし尿の衛生処理については十分指導監視する。</td></tr>
<tr><td>（４）家用水の供給</td><td>知事の指示に基づき、家庭用水の使用停止期間中継続して家用水の供給を行う。
家用水の供給方法は、「給水計画」に基づき水道課が協力して行うものとし、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等、現地の実情に応じ適宜な方法によって行う。この際、特に配水器の衛生的処理に留意すること。</td></tr>
</table>

（５）避難所の防疫指導等	避難所は、施設の整備が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、不衛生になりがちで、感染症発生の原因になることが多いことから、所管轄保健所の指導を得て防疫活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成し、その協力を得て防疫の完璧を期する。なお、防疫活動の重点項目は次のとおり。 ア　検病調査 イ　消毒の実施 ウ　集団給食の衛生管理 エ　飲料水の管理 オ　その他施設の衛生管理
（６）予防教育及び広報活動	保健所長の指導のもとにリーフレット、チラシ等の作成あるいは衛生組織その他各種団体を通じて被災地域住民に対する予防教育を徹底するとともに、広報活動を協力に実施する。

第３．防疫薬剤の衛生管理

防疫薬剤は、町民生活課において次の調達先から調達するが調達不能な場合は、名瀬保健所に斡旋を依頼するものとする。

調　達　先	所　在　地	電　話	備　考
福井薬店	古仁屋春日３－１１	72-0114	
マツモトキヨシ(瀬戸内店)	古仁屋１５－１	73-7117	

第 17 節　廃棄物の処理及び障害物の除去対策

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等により多量のゴミ・がれき、し尿処理の問題が予想される。特に多くの被災者のいる避難所等では、仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、各主管課と連携を取り必要な措置を行う。

第１．清掃方法

１．実施責任者

被災地における汚物の収集、処分などの清掃は町長が行うものとし、清掃の担当班は衛生総務班とし、ゴミ処理及びし尿処理班の編成は、おおむね次のとおりとする。

なお、作業員が不足する場合は、臨時に雇用するものとする。

班名	班長	班員	備考
ゴミ処理班	生活環境係長	生活環境係員外	
し尿処理班	〃	〃	

２．ゴミの収集、運搬及び処分の方法

（１）現有の人員、施設を活用するほか、必要により一般廃棄物運搬業者の協力を得て、ゴミの収集運搬に努める。

（２）激甚な災害を受けた場合、町の能力のみでは実施困難と認められるときは、知事に斡旋を要請し被災の軽微な又は、被災を免れた近隣の町からの応援を得てゴミの収集、運搬を実施する。

（３）ゴミの収集に当たっては、排出される災害ごみを迅速、計画的に処理するためダンプやトラック、タイヤショベル等の重機借上げを積極的に行い、車両をできるだけ多く確保するよう努める。

また、ゴミは、原則として名瀬クリーンセンターで焼却するが、やむを得ない場合は、仮置場にて保管し、適正に処理する。町長は、あらかじめ仮置場の予定場所を定めておくとともに、近隣の町と緊急時の施設の利用について協議しておく。

（４）ゴミ処理施設等の設置状況

ア　町保有状況

区　　分	種類・住所	台　数	備　　考
ゴミ運搬車	２ｔダンプ	1	１日の処理量 12ｔ
し尿処理場	瀬戸内町芦瀬原		〃　　15ｔ

３．し尿収集処理

し尿の処理は原則としてし尿処理施設で行うが、やむを得ない場合は海洋投棄、埋め立て等環境衛生上支障のない方法で行う。

（１）仮設トイレ等によるし尿処理

ア　仮設トイレ等の設置

関係機関は、仮設トイレ等の設置に当たっては、次の事項について配慮する。

①　設置体制等

町は、仮設トイレ等の設置に当たって次の事項について配慮する。

②　高齢者・障害者に対する配慮

仮設トイレの機種選定に当たっては、高齢者・障害者等に配慮したものを考慮する。

③　設置場所等の周知

町は、仮設トイレ等の設置に当たって、収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともにこれを周知する。

イ　し尿収集・処理計画

①　仮設トイレ等の設置状況の把握

災害が発生した場合、町は仮設トイレ等の設置状況を把握し、収集体制を整備する。

②　収集作業

町は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を収集し、し尿処理施設に搬入して処理・処分を行う。

（２）し尿収集の応援体制の確立

本町の能力のみでは実施困難と認められるときは、知事にあっせんを要請し、応援を得るなどして収集体制を整備する。

第２．死亡獣畜処理方法

１．処理方針

名瀬保健所長に申請し指示を受けて処理する

申請受付保健所・・・名瀬保健所瀬戸内町駐在

瀬戸内町古仁屋船津　瀬戸内事務所内

電話　0997-72-1176

２．処理方法

特別処理（埋却）

深さ 2.5m（牛・鶏）、1.5m（豚・山羊）以上の穴に埋却し消毒（消石灰の散布）を講ずる。

埋め戻した後、土盛は 30 ㎝とする。

埋却した場所には、その旨を表示し１年間は発掘しない。

第３．障害物の除去対策

１．実施責任者

障害物のうち、住家及びその周辺に流入した障害物の除去については、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合における障害物の除去は、知事が行うものとする。なお、知事が権限を委任した場合、又は緊急を要し知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は知事の補助機関として行う。

町長は、緊急実施要綱について直ちにその状況を知事に報告し、その後の処置については知事の指揮を受ける。

障害物のうち、公共その他の場所に流入した障害物の除去は、それぞれの管理者が行うものとする。

２．障害物の除去対象

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に支障をきたす障害物の除去を行う対象は、次の事項に該当するものとする。

（１）当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

（２）居間、炊事場等、日常生活に欠かすことのできない場所に障害物があるか、又は屋敷内に運びこまれているため、家の出入りが困難な状態であること。

（３）自らの資力をもって障害物の除去ができないものであること。

（４）住家が半壊又は床上浸水を受けたものであること。

（５）応急処置の支障となるもので緊急を要するものであること。

３．障害物の集積場所

（１） 障害物の大小によるが、原則として再び人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。また、物件の場合の保管場所は町役場とする。

（２）土石等の場合の除去場所は、粗大ゴミ捨て場とする。

（３）物件を保管したときは、保管を始めた日から１４日間その物件を公示する。

（４）保管した工作物等が減失し、又は破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用又は手数料を要するときは、その物件を売却し、代金を保管する。売却の方法及び手続き町の物品等の処分の例による。

４．障害物除去に必要な機械器具及び所要人員の確保

障害物の除去に必要な機械器具及び所要人員の保有に努めるとともに、不足する場合は、業者の保有する機械器具及び人員を調達するよう、かねてから十分協議しておく。

５．除去の方法

障害物の除去は、関係職員及び消防団が行い、町道の場合は、公共土木班が行う。

なお、公共その他の場所に流入した障害物の除去は、それぞれの管理者が行うものとする。

第 18 節　交通の確保及び規制

災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急車両等のための交通を確保する。

第１．交通規制の実施

１．交通規制の実施方法

実施者	実施の方法
道路管理者	道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。
警察機関	（１）交通情報の収集 警察本部は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。
	（２）交通安全のための交通規制 災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報により承知したときは、速やかに必要な交通規制を行う。
	（３）緊急通行車両の通行確保のための交通規制 県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。 ア　交通が混雑し、緊急直行の円滑を阻害している状況にあるときは、区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し、又は緊急の度合いに応じて車両別交通規制を行う。 イ　被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し、又は緊急の度合いに応じて車両別交通規制を行う。

	（４）警察官の措置命令等 ア　警察官は、通行禁止又は制限に係る区域又は区間において車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置を命ずることができる。 イ　アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは警察官自ら当該措置をとることができる。
自衛官又は消防吏員	自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急車両の通行を確保するため、前記（４）ア、イの措置をとることができる。
港湾管理者及び海上保安部	海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要があるとき、港湾管理者は港長・海上保安部と緊密な連携を保ち、所管業務を通じ相互に協力して交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。

２．関係機関との相互連絡

町及び道路管理者は警察機関と相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

また、県の管理する道路内において災害等異常事態が発生したときは県へ通知する。

３．迂回路等の設定

道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に表示する等によって一般交通に出来る限り支障のないように努める。

４．規制の標識等

規制行った場合は、それぞれの法令を定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合等又は標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。

なお､防災訓練のための交通規制を行う際にも規制の標識を設置するとともに、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる。

５．規制の広報・周知

規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに、防災無線等及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底させる。

６．規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除を判断し通行の安全を確保した後、速やかに当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに、県の管理する道路においては県に連絡する。

第２．発見者等の通報と運転者のとるべき措置

１．発見者等の通報

災害時に道路、橋梁の交通施設の危険な状況、また交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を町長に通報、町長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報する。

２．災害発生時における運転者のとるべき措置

（１）土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア　走行中の場合は、次の要領により行動する。

①　できるかぎり安全な方法により車両を道路の左側に停車させる。

②　停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

③　車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて停車するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。

（２）道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転手は、次の措置をとらなければならない。

ア　区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動する。

イ　当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行を妨害とならない方法により駐車する。

ウ　警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

第 19 節　緊急輸送

災害時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

第１．緊急輸送の実施

１．緊急輸送の実施責任者

輸　送　対　象	実　施　責　任　者	輸送に当たっての配慮事項
被　災　者　の　輸　送	町　　長	（１）人命の安全 （２）被害の拡大防止 （３）災害応急対策の円滑な実施
災害応急対策及び災害救助を実施するために必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	

２．緊急輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段　　階	輸　送　対　象
第１段階 （警戒避難期）	（１）救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 （２）消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 （３）政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員
第２段階 （事態安定期）	（１）上記第１段階の続行 （２）食糧、水等生命の維持に必要な物資 （３）傷病者及び被災者の被災地外への輸送 （４）輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第３段階 （復旧期）	（１）上記第２段階の続行 （２）災害復旧に必要な人員及び物資 （３）生活必需品

第２．緊急輸送手段等の確保

１．緊急輸送手段

緊急輸送は、次の手段のうち最も適切なものによる。

輸送手段	輸送力の確保等	関係連絡先
自動車	（１）確保の準備 ア　応急対策実施機関所有の車両等 イ　公共的団体の車両等 ウ　貨物自動車運送事業者等の営業用車両 エ　その他の自家用車両等 （２）貨物自動車運送事業者等の営業用車両 災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等の不足を生ずるときは、鹿児島県トラック協会との協定に基づき、貨物自動車運送事業者の保有する営業用車両等の応援要請をする。	協力先 県トラック協会 （電話 099-261-1167）
船舶等	（１）県有船舶等の活用 海上輸送を必要とするときは、県はできるかぎり県有船舶の活用を図る。また、必要に応じて漁船の活用について関係漁業協同組合に対し、県が要請する。 （２）民間船舶等の活用 県は、離島における災害救助又は陸上交通途絶等によって海上輸送を必要とするときは、九州運輸局鹿児島海運支局に応援要請をする。また、荷役業者の必要なときは荷役業者のあっせんも併せて行う。 （３）海上保安本部所属の船舶の活用 町及び防災関係機関は、緊急に海上輸送を必要とするとき、又は（１）（２）による輸送が困難であるときは、輸送条件を明示し県に巡視船艇による輸送を要請し、県は直ちに海上保安本部に出動を要請する。 （４）自衛隊所属船舶の活用 （１）（２）（３）以外に更に輸送手段として必要な場合は、県は関係自衛隊に船舶の派遣を要請する。	九州運輸局鹿児島運輸支局 (TEL099-222-5660) 県危機管理防災課 （TEL099-286-2256） 第十管区海上保安部 （TEL099-250-9801）
航空機等	一般交通途絶等に伴い緊急に航空機等による輸送が必要とするときは、航空機や町有ドローンの活用を図る。航空機を活用する場合は、災害応急対策実施機関の長は、県に輸送条件を明示して航空機輸送の要請をする。県は直ちに県消防防災ヘリコプターを出動させ、又は海上保安部及び自衛隊の機関に航空機の出動、派遣を要請する。	県危機管理防災課 （TEL099-286-2256） 第十管区海上保安部 （TEL099-250-9801）
作業員等	車両・船舶等による輸送が不可能なときは、作業員等により輸送する。労力の確保は住民の協力、職業安定所を通じての労務者の確保、自衛隊の災害派遣要請等による。	県危機管理防災課 （TEL099-286-2256） 第十管区海上保安部 （TEL099-250-9801）

※町及び関係機関は、車両、船舶等の状況を十分に把握しておく。

２．車両・船舶等の現況

（１）町有車両の現況

保管課名	車　　両	台数	乗車定員	備　　考
総務課	普通乗用車	1	5	
	消防ポンプ自動車	1	5	消防団詰所
	水槽付きポンプ自動車	1	5	消防団詰所
	小型乗用	2	5	
	軽トラック	1	2	
	小型動力ポンプ付積載車	15	2～5	町内各分団
財産管理課	軽貨物	2	4	
	軽乗用	2	4	
	小型乗用	1	5	
	普通乗用	1	5	
税務課	軽乗用車	3	4	
	軽貨物車	1	4	
保健福祉課	軽乗用	5	4	
	小型乗用	4	5	
	軽貨物	3	4	
	普通特殊車両	1	2	
建設課	大型特殊	2	1	
	小型貨物	3	5	
	小型乗用	1	4	
	軽貨物	4	4	
	普通貨物	2	3	
	小型特殊	3	1	
	軽乗用	1	4	
農林課 水産振興課	小型特殊	13	1	
	普通特殊	1	3	
	小型貨物	3	5	
	小型乗用車	3	5	
	軽貨物	6	4	
	普通貨物	2	3	
	普通乗用	1	5	
	軽乗用	1	4	
町民生活課	軽貨物	3	4	
	普通特殊	2	2	
	小型乗用	1	5	
	普通特殊	3	3	
	小型特殊	1	2	

水道課	小型貨物	1	3	
	軽貨物	2	4	
	普通乗用	2	5	
企画課	普通乗用	2	7	
	軽貨物	1	4	
商工観光課	軽貨物	1	4	
	小型貨物	1	4	
	普通乗用	1	5	
教育委員会	軽貨物	1	4	
	軽乗用	2	4	
	普通特殊	2	3	
	普通貨物	2	3	
社会教育課	軽乗用	3	4	
	普通乗用	1	5	
	普通特殊	1	3	
瀬戸内消防分署	水槽付消防ポンプ自動車	1		
	屈折はしご付消防自動車(20m 級)	1		
	高規格救急自動車	2		
	消防ポンプ自動車	1		
	司令車	1		
加計呂麻消防分駐所	小型ポンプ積載型消防自動車	1		
	高規格救急自動車	1		

（２）町有船舶の状況

保管課名	船舶名	乗船定員	トン数	備考
商工観光課	フェリーかけろま せとなみ	140 名 60 名	197 t 85 t	車両無搭載時 300 名
農林課	せとうち丸	14 名	7.3 t	
瀬戸内消防分署	おおとり	12 名	19 t	

（３）町有ドローンの状況

保管課名	機体型式	台数	使用目的	備考
農林課	Mavic2PRO(DJI)	1	森林調査用	
総務課	Phantom4PRO(DJI)	1	災害調査用	
財産管理課	Mavic2PRO(DJI)	1	地籍調査用	
企画課	PD6B(PRODRONE)	2	物資輸送	最大ﾍﾟｲﾛｰﾄﾞ 30 kg
企画課	Matrice300(DJI)	1	災害調査用	
企画課	FAZER(YAMAHA)	1	物資輸送	最大ﾍﾟｲﾛｰﾄﾞ 40 kg 【レンタル】

（４）各機関保有船舶の状況

所属	保管先	船舶名	総トン数	備考
奄美海上保安部	名瀬港	あまぎ	1,300 t	巡視船
	〃	かいもん	100 t	巡視船
古仁屋海上保安署	古仁屋港	いそなみ	100 t	巡視艇
	〃	ぱるさあ	3.2 t	監視取締艇
海上自衛隊 奄美基地分遣隊	〃	ＹＦ２１４４	6 t	交通船
（有）山畑運送	〃	天長丸	171 t	フェリー 72-0569

（５）調達車両の状況

ア　乗合自動車

名　　称	所在地	電　　話	保有台数	備　　考
加計呂麻バス	瀬　相	75-0447	7	
南部交通(株)	大　湊	72-0105	15	

イ　貨物自動車の状況

名　　称	所在地	電　　話	保有台数	備　　考
（合）仲村運輸	大　湊	72-1151	16	クレーン車 フォークリフト 10 t 車 4 t 車 3 t 車 2 t 車 軽トラック トレーラー
（有）山畑運送	瀬久井	72-0569	19	クレーン車 トラック フォークリフト

３．輸送条件

災害応急対策実施機関の長は、車両、船舶等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して要請する。

（１）輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）

（２）輸送を必要とする区間

（３）輸送の予定日時

（４）その他必要な事項

４．輸送の基準及び支払い

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、運輸省の認可及び届け出を受けている料金による。

なお、自家用車の借上げについては、借上げ料金（運転手付等）として輸送実費をくだらない範囲内で所有者との協議によって定める。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費相当（運転手雇い上げのときは賃金）程度の費用とする。輸送費あるいは借上げ料の請求に当たっては、債権者は輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出する。

また、支出できる範囲は次に掲げる場合とする。

（１）被災者の避難
（２）医療及び助産
（３）災害にあった者の救出
（４）遺体の捜索
（５）遺体の処理
（６）救済用物資の整理配分

第３．緊急輸送道路啓開等

１．道路啓開路線の情報収集

緊急輸送道路に指定された路線の各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。また、町は緊急輸送道路の状況について、情報提供を行うなど各道路管理者の情報収集に協力する。

２．優先順位の決定

各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送道路等が多発した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

【関係機関】

機　関　名	啓開作業の実施内容
県土木部道路維持課	県建設業協会や関係業界等の協定に基づき協力を求め、啓開作業を実施する。
警察本部	道路管理者及び防災関係機関に協力し、道路上の障害物の除去に当たる。

第 20 節　文教対策

災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。また、学校施設等は、被災者の避難所として利用されることが多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

第１．応急教育の実施

１．実施責任者

災害時における文教に関する応急対策の実施責任は、おおむね次のとおりとする。

（１）町立小・中学校その他町立文教施設の災害応急復旧は、町長が行う。

（２）町立小・中学校児童生徒に対する応急教育は、教育班が行う。

２．応急教育対策

（１）休校措置

ア　大災害が発生し、又は発生が予想される場合は、各学校長は町教育委員会と協議し必要に応じて休校措置をとるものとする。

イ　休校措置を登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話・防災無線、その他の方法により児童生徒に周知させるものとする。

ウ　休校措置が登校後に決定し、児童生徒を帰宅させる場合は、注意事項を十分に徹底させ、農村地区においては、必要に応じ集落担任教師が各集落の安全な場所まで誘導して帰宅させる。

（２）施設の応急復旧

被害の程度により応急処理のできる範囲の場合は、できるだけ速やかに修理を行い、施設の確保に努める。

（３）校舎の一部が利用できない場合

特別教室、屋外体育館施設、講堂等を利用し、なお不足するときは、二部授業等の方法による。

（４）校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合

公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎を利用する。

学校が利用できない場合は検討する。

（５）町内全域が被害を受けるなど町内で施設の確保が困難なときは、県教育委員会の施設の斡旋を要請する。また、応急仮設校舎の建設を検討する。

３．教職員の確保

（１）学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作する。

（２）町内操作

学校内操作が困難なときは、町内学校間において操作する。

（３）町外操作

学校内で操作できないときは、町教育委員会の意見を聞き、県教育委員会において教職員の確保の方法を検討する。

４．応急教育の留意点

（１）災害の状況に応じ、施設の確保、教材、学用品等の調達及び教職員の確保により、できるだけ応急授業を行うように努める。例えば二部授業、分散授業の方法によるものとする。

（２）応急教育の実施に当たっては、次の点に留意して行う。

ア　教科書、学用品等の損失状況を考慮し児童生徒の負担にならないよう留意する。

イ　教育場所が集会所等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童生徒の保健等に留意する。

ウ　通学道路その他の被害状況に応じ、通学等に当たっての危険防止を指導する。

エ　授業が不可能な事態が予想されるときは、児童生徒に対し、自習、勉学の内容・方法等を周知徹底する。

５．学校給食等の措置

（１）給食施設・設備が被災した場合、できるだけ応急措置を講ずる。

（２）原材料等が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講ずる。

（３）衛生管理上支障のないよう十分留意する。

６．学校が避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し次のような措置をとる。

（１）児童生徒の安全確保

在校中に発災した場合においては､児童等の安全確保を最優先とした上で、学校施設の使用方法について町と協議する。

（２）避難所の運営の協力

避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう町、県教育委員会等との間で必要な協議を行う。

（３）避難が長期化する場合の措置

ア　避難が長期化する場合、収容者と児童生徒がそれぞれ支障とならないよう指導する。

イ　避難が長期化する場合、給食施設は被災者用炊き出しの施設として利用することが考えられるが、学校給食と炊き出しの調整に留意する。

第２．学用品の調達及び給与

１．教材、学用品等の調達、給与

（１）教科書については、町教育委員会からの報告に基づき、県教育委員会が一括して特約教科書供給所（鹿児島書籍株式会社［電話 099-223-8401］）から調達する。

（２）文房具、通学用品等については町教育委員会において、それぞれ調達する。

調　達　先	所　在　地	電　　話	備　　考
まつや	春日	72-0103	
喜入文具店	春日	72-0207	
丸山文具店	松　江	72-0218	

（３）災害救助法が適用された場合における被災小中学校児童生徒に対する学用品の給与は、知事の委任を受けて町長が行う。

２．授業料の減免、育英資金

高等学校生徒の保護者又は当該生徒が被害を受け、授業料の減免及び育英資金の貸与が必要であると認められる場合は、各学校長は県教育委員会の承認を受けて授業料減免の措置を講じ、育英資金の貸与については、鹿児島県育英財団及び日本育英会に特別の措置を講ずるよう要請する。

第３．文化財の保護

町は、文化財の所有者、管理者と連携し災害の拡大防止に努める。

【文化財の所有者等】

（１）所有者、管理者の通報義務等

文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

（２）被害状況の報告

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を県指定の文化財については県教育委員会へ報告しなければならない。

第 21 節　広域応援体制

大災害が発生した場合、被害が拡大し、町や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

第１．全県的な消防相互応援体制の整備

町及び消防本部は、災害発生時における消防相互応援体制の確立については、あらかじめ全県的な消防広域相互応援協定を締結している。協定の具体的な内容については、「鹿児島県消防相互応援協定」の定めるところによる。

応援の内容及び応援手順は、次の通りとする。

１．対象となる災害

（１）災害の内容

- 大規模な風水害、地震等の自然災害
- 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模火災
- 航空機災害等の集団救急救助事故
- その他の特殊な災害事故等

（２）応援の内容

- 消火、救急、救助

（３）応援要請手順

- 応援要請

  町長が、他の市町村等の長に必要な部隊（消火隊、救助隊、救急隊、化学消火隊）の派遣を要請する。

- 要請方法

  電話、無線等の最も早い方法で、災害発生日時、場所、部隊（種類、人員、車両)、資機材（種別、数量）等を連絡する。

（４）応援派遣手順

応援部隊の出発日時、出動場所、人員、車両、資機材（種別、数量）などを要請側へ連絡する。

「九州・山口９県災害時相互応援協定」

この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県において、大規模な災害が発生し、被災県独自では十分に応急措置ができない場合において、九州・山口の９県相互に災害時の応援体制をとるものである。

応援要請経路

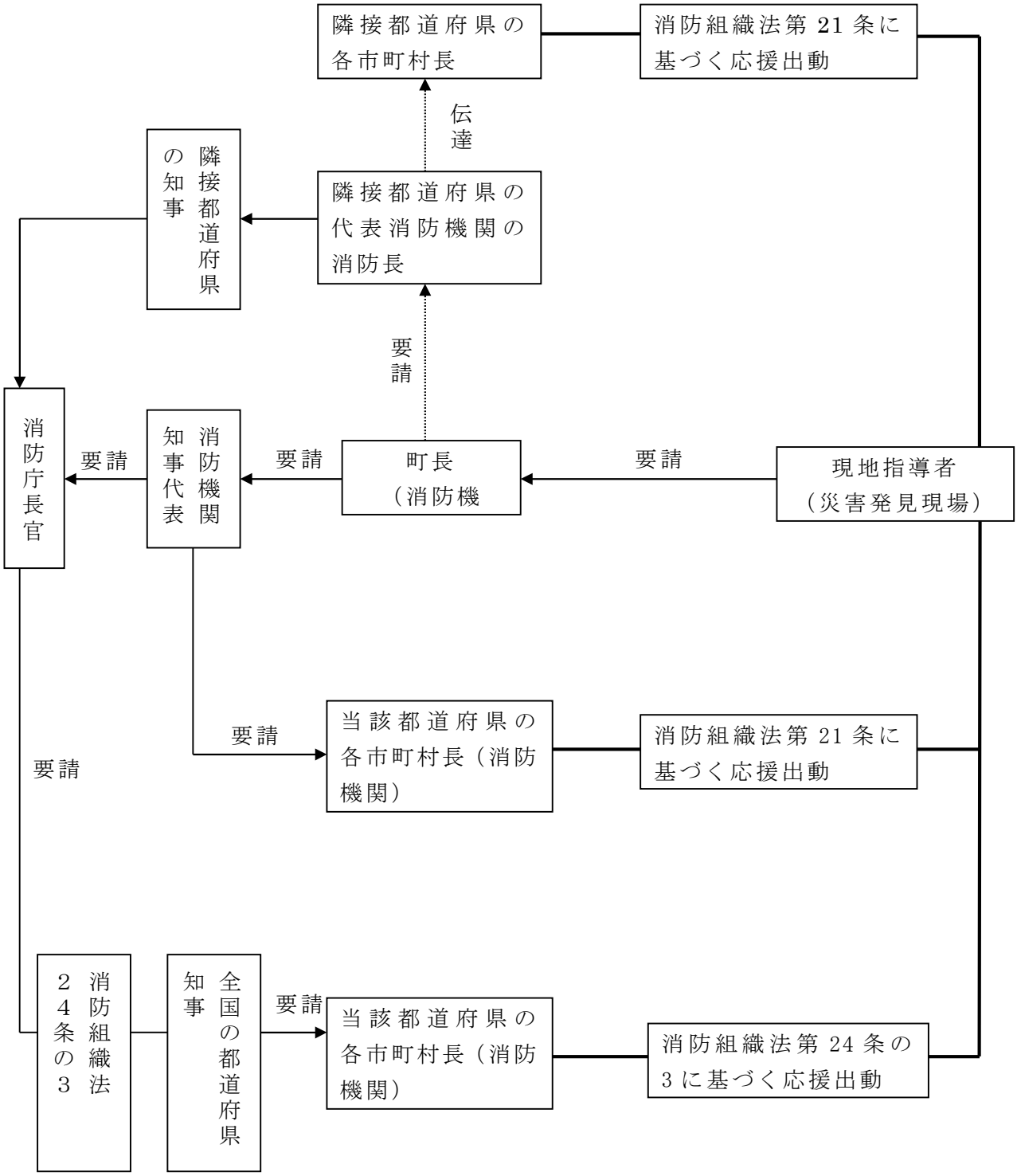

第 22 節　自衛隊の災害派遣要請

本計画は、災害に際し人命、財産の保護のため、自衛隊法第８３条の規定に基づき自衛隊の災害派遣要請に関する必要な事項を定め、自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受入体制を整える。

第１．自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

１．災害派遣の基準及び範囲

自衛隊の災害派遣を要請する概ねの基準は、次のとおりとする。

（１）災害に際して、人命の救助又は財産の保護のため急を要し、地元警察、消防機関では対処し得ないと考えられる場合。

（２）災害発生が目前に迫り、その予防には自衛隊の派遣以外に方法はないと認められるとき。

（３）災害に際し、通信の途絶等により町長が知事に対する災害派遣要請に係る要求が出来ない場合に、自衛隊が町長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合。

（４）災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合。

（５）災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認め、自衛隊が自主的に派遣する場合。

（６）庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合。

２．災害派遣要請要領

（１）町長が自衛隊の災害派遣を要請すると認めた場合は、次の事項を明らかにし原則として知事に派遣要請を依頼するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、町長が直接自衛隊に要請（通報）する。この場合は、事後速やかに知事宛にその旨を報告し、正式に要請を依頼するものとする。なお、要請等に関しては、急を要する場合が多いので直接口答又は電話等で行いその後速やかに文書を提出する。

（２）派遣要請要件

- 災害時の状況及び派遣を要する理由
- 派遣を必要とする期間
- 派遣を必要とする人員、船舶、航空機等の概数
- 派遣を希望する区域及び活動内容
- その他参考事項（現地対策実施期間及び対策内容）

（３）町における災害派遣要請事務は総務班が行い、各班は所轄事項で派遣要請の必要を認めたときは、総務班に派遣要請依頼をするものとする。

（４）自衛隊派遣要請連絡場所

自衛隊関係要請機関	所　在　地	電　　話
自衛隊鹿児島地方協力本部	鹿児島市東郡元町４－１	099-253-8920
県危機管理防災課	〃　鴨池新町１０－１０	099-286-2256
奄美大島駐在員事務所	奄美市名瀬永田町１７－３	0997-53-9103
海上自衛隊奄美基地分遣隊	瀬戸内町古仁屋船津	0997-72-0250
第十管区海上保安部	鹿児島市東郡元町４－１	099-250-9800
古仁屋海上保安署	瀬戸内町古仁屋船津	0997-72-2999
陸上自衛隊奄美警備隊（奄美駐屯地）	奄美市名瀬大熊 266 番 49	0997-54-1060

自衛隊派遣要請系統

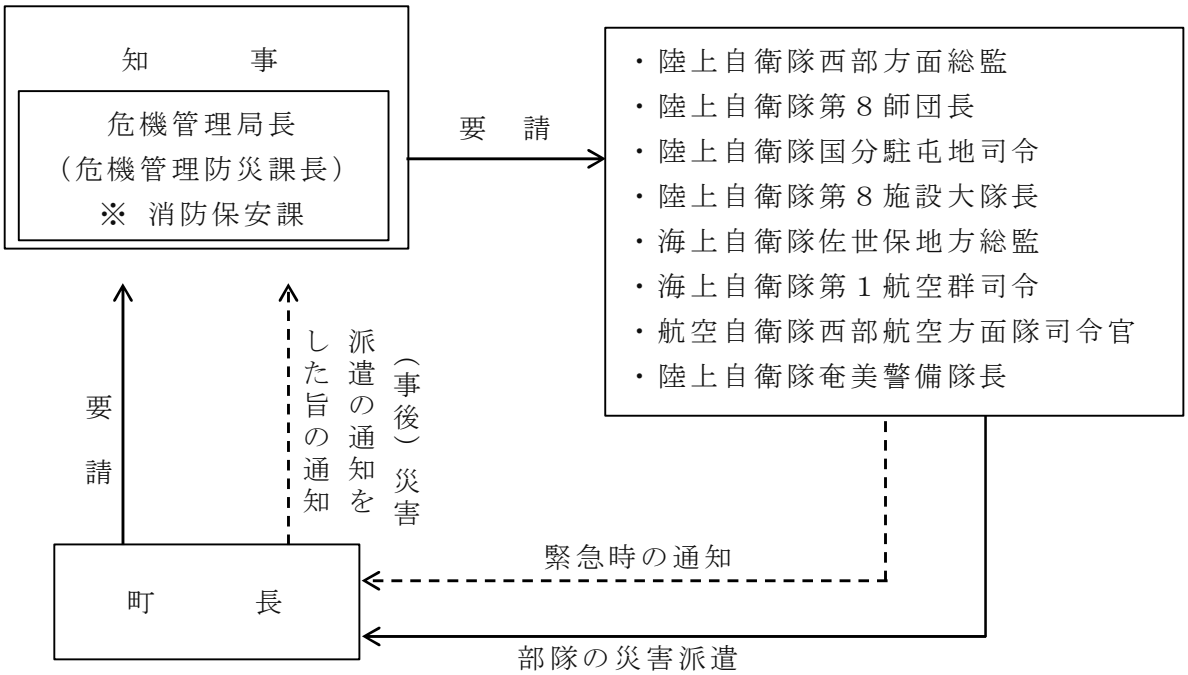

（５）災害派遣要請が出来ない場合の措置

町長は、緊急避難、人命救助で事態が急迫し知事に要請するいとまがないとき、若しくは通信の途絶により、知事への要請ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知する。ただし、事後速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

３．自衛隊の災害派遣活動

- 被害状況等の把握
- 避難の援助
- 避難者の捜索、救助
- 水防活動
- 消防活動
- 道路又は水路の警戒
- 診察、防疫、病害虫防除等の支援
- 通信支援
- 人員及び物資の緊急輸送
- 炊飯及び物資の緊急輸送
- 炊飯及び給水の支援
- 救援物資の無償貸付けまたは譲渡
- 交通規制の支援
- その他

・　危険物の保安及び除去

第２．自衛隊の災害派遣に伴う受入体制等

１．派遣部隊の受入体制

町長が知事などから災害派遣実施の通知を受けたときは、おおむね次の要領により措置を講ずる。

（１）町は、派遣部隊の宿泊施設、野営施設を準備しておく。また、車両・機材などの保管場所の準備、その他受け入れのために必要な措置をとる。

（２）町は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮すること。

（３）派遣部隊及び県との連絡のため、連絡員を指名し、各種の連絡に当たらせる。

（４）災害地における作業等に関しては、町当局と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定する。

（５）その他派遣部隊の便宜を図るため常に留意する。

２．使用資機材の準備

（１）災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、機具類は特殊なものを除き出来うる限り町において準備し、不足するものは派遣部隊の携行する機械器具類を使用する。

（２）災害救助又は応急復旧作業等に予想される材料、消防品類はすべて町において準備し、不足するものは派遣部隊が携行する材料、消防品類を使用する。ただし、派遣部隊が携行する材料、消耗品類のすべてを町に譲渡するするものではなく、災害時の適度その他の事情に応じて、町は出来る限り返品又は代品弁償しなければならない。

（３）使用機材の準備については、以上の他に現地作業にあたり無用の摩擦を避けるため、出来うる事前に受入側の準備する材料、品目、数量、集積場所及び派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協定を行う。

３．経費の負担区分

自衛隊の救急活動の要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担し、２以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町が協議して定める。

（１）派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費。

（２）派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料及び修繕費。

（３）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う高熱、、水道、電話料。

（４）派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償。（自衛隊装備に係るものを除く）

（５）その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町が協議する。

４．自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資人員の輸送が考えられるので、町において決定したヘリコプター発着予定地は、次のとおりである。

名　　称	所　在　地	面　　積	備　　考
手安ヘリポート	瀬戸内町手安田ノ下原692-3	1,918 ㎡	管理者 奄美群島広域事務組合
三浦ヘリポート	〃　大字三浦平勝原338-2	6,245 ㎡	〃
請阿室ヘリポート	〃　請阿室阿室崎原8	1,125.5 ㎡	管理者　瀬戸内町
与路ヘリポート	〃　与路武田原2178	2,919 ㎡	〃

-